

『満済准后日記』

室町殿と満済

はじめに

『満済准后日記』の講読を始めたのは、一九九〇年のことである。本稿は、この日記講読の副産物ともいうべきもので、論点を満済個人とその周辺に絞っている。

將軍猶子とか、護持僧とか言われた人物はほかにも存在したわけだが、なぜ満済だけがこれほどまでに活躍できたのか。本来的には口入さえ禁じられていた筈の一僧侶と將軍との接点はどこにあったのか、といった疑問を賢俊と比較しながら考えてみた。

当時の社会における国家祈祷の重要性と政治との関わりが根本にあり、その御祈を通して室町殿と満済の交流が始まったことが考察の基本となっている。

満済は、室町中期の著名な人物にも拘らず、『人物叢書』にも収録されていない。そこで敢えて満済という人物をここに描いてみた。

また、富田正弘・橋本初子両氏のご研究が本稿執筆の大きな指針となった。なお、本稿で使用の『満済准后日記』は、続群書類従・補遺一（平成元年十月三十日訂正三版）であり、文中では「日記」と略記しているところもある。漢数字廿・卅などは異体字だが、満済自筆に従い適宜使用した。

1 護持僧から境界へ

永和四年（一三七八）三月、足利義満が室町の新第（花の御所）に移ったその年、満済は二条家の一流、今小路家に生まれた。『尊卑分脈』によると、師冬息となっているが、少々疑問である。新田英治によると、満済亡父の三十三回忌（応永廿一年十一月二十二日）の仏事法語に、六歳の時父と死別とあることから、系図上の祖父基冬が実父であるとし、「後浄覚寺殿御仏事」として日記中、十一月廿二日条に散見されるのが、基冬と推測している。系図基冬に早世とあることから、兄師冬の子として育てられた可能性もあるが、師冬については特に記されていない。満済の幼名も判っていない。

また、『尊卑分脈』やその他の系図には見えないが彼には妹がいた。日記に、「予妹尼衆長西輪寺申終入滅四十八秋」とあるのが実妹に比定される。この年、満済は五十歳になるから二歳年下の妹ということになる。同系図によると、母は聖護院房官帥法印源意女であり、義満室業子に伺候、「号白河殿」とある人物になる。当時における職業婦人というわけで、この業子 白川殿のルートから、義満の目にとまり、満済は將軍猶子としての人生を歩むことになったと思われる。以上は白川殿を「兄満冬卿母」の記載から得たものであるが、満済実母とするには、いささか疑問が残る。

醍醐寺にある過去帳『常楽記』に、「応永廿六年（一四一九）、己亥六月四日、出雲路禅尼入滅、西刻、七十二、当座主母堂静雲院禅定尼云々」と記される女性が満済の実母と思われる。彼の日記中にも、生前は出雲路殿として、

没後は静雲院として見える。したがって白川殿は満済の実母ではない。

同日記、応永廿四年九月廿七日条に、「今小路殿出家事、今日申定了、時宜不可有子細之由被仰出、仍以静雲院申遣了」とあるところから、この時今小路某が出家したであろうこと、また満済母の菩提寺として静雲院なる寺が建立されていたことが推測される。この時出家した人物は、満済弟の周藤である可能性が高いが現在までのところ確定はできない。『尊卑分脈』では、満冬は満済兄になっているが、私の作成した系図⁽³⁾では、満済甥になる。今小路家は公家であるが、出家に際して室町殿御免が必要だったことも同日条より判読される。満済は日記中に血縁者との交流も書き残しているのので、私的な側面も感知できる。

『醍醐寺新要録』には、「御母儀静雲院御墓塔（略）」の記事が見え、院家菩提寺に申われたこと、後に満済も同寺同地に埋葬されることから、こんなところにも満済の意志が働いていたことを知ることができる。

さて、応永二年（一三九五）、満済は廿五世三宝院門主、七三代醍醐寺座主となった。十八歳の時である。さら
に同十六年、大僧正に任ぜられ、正長元年（一四一八）四月廿日准三后となる。

京都法身院門跡も兼帯、東寺一長者、四天王寺別当にもなっている。

大正六年（一九一七）三月発刊の『京都帝国大学文学部満済准后日記』「序言」には、大略次のように書いている。既述したところと多少重複するが、「北朝永和四年二月生まれ、義満猶子となり、三宝院大僧正賢俊の室に入りて得度せり」とあるがこれは、醍醐寺報恩院隆源大僧正の門に入り得度が正しい（略）、三宝院門主にして准后たるの初例とす（略）、其の間、応永十六年七月、東寺一長者に補され寺務宣下もあつた。（略）、永享六年四月、座主職を門弟宝池院義賢に譲って退き、翌年六月十三日疾を以て亡くなった。時に五十八歳、法身院准后と称せられた」とある。

また、政治面については、「幕府顧問に備わり、献策は多く採用せられ（略）、朝野の重望を荷ひ、將軍に營求するもの概ね満済を頼つたので、権威赫々として、黒衣の宰相たる観あり（略）」とあつて、ここに黒衣の宰相のネ

ーム由来がわかる。この序言にある「義満猶子となり」の一行が重要であったことは言うまでもない。この一行により彼の後半生が政僧の部分ばかりが強調されるようになる。実際、將軍義満は建武の動乱期を足利氏と命運を共にして働いた賢俊に、満済を擬似し期待したのではないだろうか。

ところで、ここにある「猶子」という言葉の意味についてこだわりたいのだが、辞典等で説明されている甥・姪・養子などといった言葉では、言い表わせない程、時代により、身分階層により深い意味があったと思われる。

『日本国語大辞典』（小学館）には、「相続を目的としないで仮に結び親子関係の子の称。厳密には養子と区別される」とあり、『平家物語』一鹿谷「入道相国の御娘、女御にまいらせ給ひけり、御年十五歳、法皇御猶子の儀なり」や、元和本『下学集』の例などをあげ解説している。

一方、『国史大辞典』（吉川弘文館）では、「養育の有無にかかわらず形成された擬制的親子関係にある子」とある。また、「猶子は契約・約束などによって成立し、その目的は多様であるが一族結合の強化などのほか、加階・任官の便宜、出世の契約、婚姻・入内、他氏族との結合、相続のため」等々記されている。義満が満済を猶子にした理由は、一族結合の強化の意が一番近いと思えるが、猶子というだけで、かくも政界に参画し、しかも周囲の幕臣も納得して彼の言に従った事実の背景を考えると、義満が猶子と定めた人物には、義満後継にも近い意味があったのではないだろうか。幼少より卓越した才能で周囲を圧倒するような人物が選ばれたと考えられる。『武衛系図』（続群五上）によると斯波義重（のち義教）も、「義満の猶子扱い」とあり、彼も満済には及ばなかったにしろ、室町幕府貢献者の一人である。故に「猶子」は恣意的に決められたものではなく、「御猶子に選ばれた人物」として、幕府関係者の間では一目置かれ、また、義満・義持・義教ら三代の將軍は、それに相応しい待遇で処している。義持・義教兄弟にしてみれば、親類縁者として信じられなかった時代に最高の顧問を父義満が遺していつてくれたことになる。何れにしろ、『貞丈雜記』などにある説明（猶子は養子なり）では満済の立場は理解できない。

義満と満済を語る挿話に、義満の死後、彼の袈裟が満済に与えられた名譽はよく知られた話である。また、東寺

に残る応永十三年（一四〇六）九月十日「足利義満（弘吉の堂取状）仏舎利奉請状」には、次のように記されている。

仏舎利 八粒 愚考、二粒 御賀磨、二粒 満濟僧正、一粒 澄豪僧都、一粒 道祐、一粒 常忠、一粒 隆禅
法印、一粒 快玄僧都、一粒 栄暁僧都 以上十八粒於東寺西院御奉請之

とあり、この時、満濟も二粒奉請したことが知見される。これらの挿話からも將軍義満の満濟への思いが窺えるというものである。

では、義持との関わりはどうだったのか、日記を読んだ限りでは、比較的平穩な時代が想起される。このような時代を創出した義持の政治姿勢を支えたものは、義持自身の性格もあるが、仏神への信仰心があると思う。彼の信仰心の深さは家督時代全体を通して看取され、それは参籠回数（表1参照）からも窺い知れる。そしてその信仰生活を支えたのが満濟であつたと考えられ、義持 満濟における初期の關係は、信仰活動を通じてにあつたと考えられる。

ところで、満濟が本格的に幕政に關与するようになったのは、義満死後、十五年程経つた応永三十年（一四二二）頃と考えられている。彼の日記、六月五日条「御所御対面、關東之儀每事物忿歎、刺武蔵国へ可有進発由其聞有也（略）」と關東と京都との關係が危機的になった時、義持から相談を受け、これ以後、彼の政治参加はエスクリートしていく。

ここで、この頃の政治状況を記して置きたい。まず、上杉禅秀の乱について、少々記述しなければならない。義満死後、弟義嗣との關係が悪化したのは当然であつたが、応永二十三年（一四二六）、前關東管領上杉禅秀が挙兵するや、義嗣がこれに加担し、京都に兵を挙げるが失敗に終わった。即、高尾神護寺へ出奔、剃髪蟄居したが宥されず相国寺に幽閉されるが、同二十五年一月廿四日殺害された。義持にとっては、父の生前からの長い間の禍根を

表1 義持の寺社参籠と伊勢参宮の回数

表札 年		北野 聖廟	石清水 八幡宮	伊勢 参宮	清和 院	因幡 堂	鹿苑 院	等持 寺	清水 寺	南都	その 他	計
1	応永 20 (1413)	2										2
2	応永 21 (1414)	3	2	1			1					7
3	応永 22 (1415)							1				1
4	応永 23 (1416)	2	1		1	1		1		1		7
5	応永 24 (1417)		1	2	1	1				1		6
6	応永 25 (1418)		1	1		1						3
7	応永 26 (1419)	4	1	1	1	1		1				9
8	応永 27 (1420)	2	1		1							4
9	応永 28 (1421)	2	2	3		2					日吉社 1	10
10	応永 29 (1422)	1			1				1			3
11	応永 30 (1423)	3	1	1	1			1	1			8
12	応永 31 (1424)	3	1	2	1	1		1	1			10
13	応永 32 (1425)	3	1		2	1					相国寺 1	8
14	応永 33 (1426)	4	1	2	1	1		1				10
15	応永 34 (1427)	3	1	1	1	1			1			8
16	応永 35 (1428)											
計		32	14	14	11	10	1	6	4	2	2	96

注 参籠回数の多いのは、応永28、31、33年 年間10回。参籠先としては、北野聖廟が最も多く32回。
参考文献 「満濟准后日記」、「史料綜覧」、「大日本史料」。

断った事件であつた。禅秀（上杉氏憲）は、自己の利益と一致した義嗣味方の立場をとり、義嗣命を旗印に、鎌倉公方持氏討伐の兵を挙げたが、翌年正月、敗死、乱は終結した。この時の限りにおいては、幕府側の支持（今川範政等が救援）を得た持氏は鎌倉へ帰還した。しかし、この乱はそれほど単純なものではなく、乱を経験して関東豪族が予想以上に親持氏ではなかつたことが判明する。そこで、持氏は禅秀余党の討伐に出、小栗満重・宇都宮持綱など京都扶持衆を攻めた。日記中には、この持綱と満済との交流が密に記され、持綱や使僧を巧みに使い満済が関東情勢を窺っているのがわかる。持氏の一連の行動は京都敵対ととられた。元々京都と鎌倉は、早い時期から対立していたのであるから、これを契機に表面化したに過ぎないと考える方が妥当である。

一方、禅秀の乱余波は関東だけではない。幕府中央にも押し寄せた。この件については『看聞御記』に詳しく、満済の日記だけでは全容がつかめない⁴。

この事件は、富樫満成によつて糾問された義嗣等の自由という形で現われる一種の疑獄事件と言つた方がわかり易い。義嗣と同として幕府重臣の名が次々にあげられたのである。

富樫氏を中心とした將軍近習らが、幕府内の有力守護細川・斯波・畠山・赤松・山名・土岐氏等を義嗣と同者として中央から失脚させようと謀つた事件である。つまり、將軍・富樫を中心とする専制政治体制を構築しようとしたのである。富樫氏は、「以富樫伺申」、「可達上聞由申送富樫大輔」⁵の記載により推測されるように、將軍（義持）と幕府有力守護間の申次の役⁶にあつて、政治的地位を得ていつた人物と考えられる。

ところが、事件は逆転する。義嗣謀叛を煽つたこと、義持愛妾と密通したこと等を理由に富樫満成は、応永廿五年（一四一八）十一月没落したのである。

この事件を通し、当時の中央勢力には二つのラインがあつたことを知ることが出来る。一つは、將軍・近習など少数からなる専制指向のグループ、もう一つは、有力守護を中心とする合議制指向のグループである（現行体制といふことになる）。この時点では後者が前者を打倒したことになる。見方を換えれば禅秀の乱は、一時的に將軍近習

勢力を削減・追放したことになり、幕府宿老らが機を捉えた感がある。

中央政界大疑獄事件の首謀者富樫満成は一旦は高野山に遁れる⁷⁷。その後、吉野の山奥（天河）に隠れ住んでいたところを、翌二十六年河内国へ誘い出され討たれた。権勢無双と謳われた満成があっけなく滅びた事件であった。彼について醍醐寺の僧隆源が書き残している。次に一部、記しておく。

富樫介満成御不審之後、吉野山奥隱居云々、依吉野參詣山伏二状ヲ遣、其奥和歌也、而山伏在所雖相尋、山奥二塾居トテ在所ヲ不教之間、状空持參了、(略)此富樫介八香幢トテ童形ヨリ故西向殿(前征夷將軍御母義)奉公、西向殿御入滅之後、御所(義持)奉公、近習、又無人御気色之間、補加賀守、借権勢無双之处、依新御所御事、御気色率爾候、且又新御所御靈御鬱陶間、急宿所自焼没落了、隆源(醍醐寺報恩院)記之(『醍醐雜抄』
応永二十六年二月)

右の記述は、満成の経歴を語る貴重な史料である。満成は寵童として西向殿や御所様(義持)に仕えたものと思われる。

また、満成の最後を伏見宮貞成が、伝聞情報として、日記に次のように書き留めている。

二月四日、雨降、長資朝臣出京、帰參語世事、富樫兵部大輔(満成)此間於河内国被討了、室町殿畠山二被仰付被討云々、富樫吉野奥天河二隠居之間、僧を下以御教書有御免之由令申、則僧同道河内へ越之処国人討之云々。故押小路垂相叛反同心之故云々(『看聞御記』 応永二十六年二月四日条)

右の記事を信頼すれば、まさしく富樫満成は騙まし討ちにあったのであり、政権争奪戦の敗者になる。しかも、

將軍義持仰による畠山主導の処置と記されている点が注目し値する。この時期の管領は細川満元であるが、畠山の活躍が目立つようになる。

しかし、これで問題が解決されたわけではなく京都では不穏な状態が続いた。列挙すると、「六条辺出火」⁸⁾、「畠山満家邸炎上」⁹⁾、「三条富小路細川讚州(満久)宿焼失、御所近所」¹⁰⁾と不審火が続く。満家も讚州も幕府重臣であり、將軍近習勢力とは相対する立場であるから、当然、満成一派による放火と考えられる。この時、京都周辺ではこれら二つの勢力が対立し一乱あるのでは、と懸念される向きもあった。

この満成失脚を主導した畠山満家が、同廿八年(一四二二)八月十八日、細川満元辞任後の幕府管領に補され、宿老政治体制を確たるものにしていく。この畠山の動向にも一考察必要である。というのは、後の赤松持貞(側近)追落しにも主導的役割を担っているからである。さらに再度案するに、將軍義持は、己の近臣を救えなかつたとも考えられ、この当時の幕府宿老らの力の程が知れるというものである。要するに大名守護とのバランスの上に成立する將軍権力であったことを如実に示すものといえよう。

関東持氏の問題、南朝残党の問題など、いまだ未解決な状況ではあったが、応永卅年(一四三三)三月十八日、義持は將軍職を息義量に譲り、同年四月廿五日、等持院で出家した。この義持出家も、義満院政の前例に倣つたとする説もある。事実、それから間もない六月五日、彼は満済を御所に呼び出し、「関東之儀每事物念歎」¹¹⁾と相談をかけ、一般的にはこの召請が満済政治参画の切っ掛けといふことになっている。管見の限りでは、以上の義持の行動は、すべて計画的計算による。義持の方から前以て法身院を訪い諸事相談¹²⁾、そのうえでの讓位・出家の決断であったことは明らかである。

ところで、その年と同じくして、彼の日記¹³⁾が三十年以降は反故文書の紙背に、それ以前は、具注曆¹⁴⁾に書かれて伝存しているのである。この日記のあり方は、内容の事実関係とか、満済自身について考察するうえで興味あるところである。次節で、満済の書いた日記について考えてみよう。

2 満済の書いた日記

『満済准后日記』は、応永十八年正月及び同二十年から二十九年までと、同三十年から永享七年（一四三五）四月（満済絶筆・死去）まで現存する。現存の卷子本十一巻と冊子本三十七冊、すべて自筆本とされる。私日記ではあるが、当時行われた家記的要素も十分に感じられるもので、政治・宗教・一般民衆に至るまで記録され、客観性に富み、史料としての信憑性もきわめて高い。

冊子本については早くからその存在は知られていたが、卷子本については大正六年、既述京都帝国大学出版『満済准后日記』序言に、発見のいきさつが記されている。それによると、三宝院所蔵冊子本三十七冊（応永三十年から永享七年まで）原本を借用し、三浦周行・西田直一郎が校勘の業にあつた折、新たに帝国図書館に同門主の日記らしきものがあると聞き、見ると卷子本十一巻であつたという。それは具注暦の表裏に記入されたもので、満済手記が明確であることにより、同日記がほとんど全部そろつたことになつた。

ところで、応永三十年（一四三三）以降は反故文書の紙背に記入され、三十年正月から五月までは、具注暦と、紙背の双方に記されたものが存在し、重複してある。この理由に関しては二説あつて、一つは満済が初め具注暦に記入していたものを三十年から記載事項の拡大化により反故文書を用いるようになったとする説（村田正志説）である。同年五月より本格的に幕政への参画を余儀なくされた満済にとって、記録事項が急増した。それで書き替えるなら年初からというわけで、すでに記入済の部分、つまり、正月から五月までを反故紙に書き直した。これが重複の理由であるとするものである。

次にもう一つの理由は、きわめて中世的要因による。二様の日記併存である。『経光卿記』など他にも例がある。したがつて満済の日記も二様書かれていた可能性があるとする説。また先引の『経光卿記』の場合、まず具注暦に

記した日記を、後にまとめて整理し、整理作成分を「正」としたらしいことなどから推して、満済もこの手法をとった可能性が十分ある。新田英治¹⁵⁾によると、応永三十五年(一四二八)二月一日から十日までの日記のメモが、それを裏返しにして表紙に使われているという。相当念入りに考えて日記が付けられていたと考えられる。同三十年以降、日記の内容がより詳細になってきていることから、これは単なる日々の記録ではない。後世の人々への伝言、儀式の保存と伝達、真相、由緒といった他人に読まれることを前提として書かれた日記であることは確かだ。それは、時には室町殿の弁護であつたり、將軍位継承に対する正統性の主張や、満済が行なう三宝院流の修法等、後の人への伝言である。

特に応永三十四年(一四二七)赤松持貞失脚の事件や、將軍義教がどのように選出されたかの経緯は、満済自身の作意さえ感じさせる程、詳細に書かれている。この日記は、まさに満済の遺文とも言えるものではないだろうか。だから逆の見方をすれば、彼ら側に不都合な記録は抜かれたり簡略化されていると考えられる。

ところで橋本初子の史料紹介「三宝院賢俊僧正日記 貞和二年」¹⁶⁾にある賢俊僧正の日記のあり様が、満済の日記に共通するものがあるのではないかと思える。賢俊の日記は醍醐寺に秘蔵されてきたもので、その体裁は、具注曆に書き込まれた卷子装であるという。また、内容は仏事修法が主体であるが、將軍家(尊氏・直義・御台・姫君)のこと、さらに六月五日、賢俊本人が東寺仏舎利一粒を奉請したこと、三月廿二日、護持僧官旨を賜ったこと等、これにより彼が正式に公武兼帯の護持僧であつたことも明確である。日記は前例を知る参考書であり、弟子達にとつては、修法を学ぶ教科書であつた。

また、直義に関する記載が多いのが目に付くところから、当時の政界における直義の存在感も実感できる。特に注目すべき点は、満済自筆の奥書があることである。それには次のように記されている。

此日記祖師菩提寺前大僧正筆跡也 左道事兩相交歟 外見最有憚 可令秘箱底者也 東寺末流 花押(満済)

このように門主の日記は秘書扱いされ保管されたと考えられる。満濟は、これと同様なことを他でもやっていることが知見される¹⁷⁾。奥書を自ら付し、由緒を明確に書き残す作業を几帳面にやっている様が伺われる。由緒は、当時においてはステータスシンボルとなり、後世においては証となるものであった。満濟の日記もそういった意味で死後、弟子によって保管され現在に伝えられたと考えられる。

しかしながら、既述の具注曆卷子本は、いつの頃、醍醐寺より流失したのだろうか。次に二様の日記併存について、田中稔の先行研究¹⁸⁾を参考に満濟の日記の場合について再考察してみたい。

中世、知識人の間では、日記を付けるという行為は広く行なわれていたことであるが、現代の日記と大きく相違する点は、公的色彩が濃いことにある。だからまったく関係のない他人に読まれることも予想して書いているのである¹⁹⁾。

日記の形態として、当時、二様の日記併存は特異なものではなかった²⁰⁾。満濟の場合、紙が貴重な時代だったから不要となった文書の裏を利用し、詳細な記録としての日記を書いた。それとは別に具注曆にも書き続けた。具注曆は常備し、原則として毎日書く。冊子本の日記には、日毎に、時にはまとめて整理して書く。その時は具注曆の記載を参考にし、また後日の新情報なども書き加えたから、具注曆より豊富な内容になったのは当然である。

『賢俊僧正日記 貞和二年(一三四六)二月六日条裏書に「曆注写付之」が記されている。橋本初子はこの注記により、具注曆常備の実態が看取できている²¹⁾。満濟に関しては応永十八年(一四一一)から二十九年(一四三二)までは具注曆にのみ日記を書き、政治参画の三十年からは二本立の日記が書かれていったと思われる。だから応永三十年(一四三三)六月以降の具注曆記入の日記もあったことが推測される。おそらく卷子本が醍醐寺から流失した以後、失なわれたものと考えられる。冊子本はそのまま大切に保管され現在に至った。な

いと思っていた満済の日記が、別の場所から別の形態で発見され、それが応永三十年を境としていたところに作意はまったくなかったとは考えられなく、失われた理由について一考してみるのも面白いだろう。満済の日記は祈祷修法の記録書であり、足利政権の記録であり証である。後世の人々の目に触れることを十分に意識し、それを第一の目的として記録し残った日記であることは勿論である²²⁾。

3 賢俊と足利氏

政治と宗教とか、政僧と言った文言に出会うと、まず三宝院賢俊を思い浮べる。菩提寺大僧正(一二九九年～一三五七年没)、東寺・醍醐寺座主、足利政権共同樹立者等々。こういった表現の背景の中で彼をもつとも有名にさせた事実は、公家出身の僧侶が武家に従い、実際に戦争に参加したという件である。権大納言日野俊光息、俗名も賢俊であった。²³⁾『太平記』²³⁾が伝える賢俊・尊氏の接点を要略すると、建武三年(一三三六)、後醍醐天皇の建武政府に反旗を翻した尊氏がその行動の大義名分を得るために持明院統の光厳上皇に接近しようとした時、賢俊が日野氏の出という伝手を使って、自ら馳回り同上皇の院宣を無事尊氏に届けたことにある。「天下ヲ君ト君トノ御争」にしてくれた、尊氏にとっては大恩ある人物といえよう。

院宣の内容は二通り伝えられている。「早々凶徒ヲ退テ、君ヲ本位ニ付ケ奉ルベシ」(『保曆間記』)、と「天下ノ事計申サルベシ」(『梅松論』)である。

両書が伝える院宣の文言が合致していない点は、史料として見る場合には少々頼りない気もするが、その後の歴史の情勢から推して、院宣発給の事実は確かであろう。

この一通の院宣が下賜された結果、尊氏は朝敵の汚名を罷らずにすんだのである。さらに、院宣を手中にしたことにより、全軍の士気が揚り尊氏側に歴史の流れが変わったようにも見える。つまり、院宣により足利政権という

権力体としての正当性が認められたことを意味する。

この一件（尊氏の京都回復）が機縁となり賢俊は尊氏の帰依を受けることになり、後醍醐天皇方弘真（文観）に替わって、醍醐寺六十五代座主、三宝院門主となる。この任に就けたことは、賢俊にとつては、仏門法流血脈を守る意味において重大な意味があり、そのために戦場を駆廻つたといつてもよい。賢俊は尊氏に与し、ライバル文観を落とし、先師譲与の所職を後に伝えることができた。尊氏側から見れば、賢俊の働きにより、征夷大將軍への道が開けたのである。この二者の接近は歴史における相互利益につながる好例の一つとしてみる事ができる。公家・洞院公賢は彼の日記の中で、賢俊について次のように評している。

彼僧正、公家武家媒介、頗雖軽忽、每事以彼為指南、被仰通也（『園太略』観応元年十月十七日条）²⁴

賢俊が生前、公武の媒介に務めた功績は計り知れない。そしてまた、彼の死についても公賢は左のように表現し室町幕府創建の功労者の死を惜しんでいる。

今朝聞、賢俊僧正昨日戌刻遂以入滅、生年五十九、栄耀至極、公家武家権勢無比肩之人（略）（『園太略』延文二年閏七月十七日条）

と伝えている。「公家武家権勢無比肩之人」と評し、当時の賢俊が政界・宗教界において、どのような立場にあった人物なのか書き遺している。これ以後の將軍家と日野家との密接な関係は賢俊によって開拓されたものである。

しかし、賢俊個人については、何よりもまず、彼が祈禱僧であった事実を考えなければならない。毎年一月八日（十四日までの七日間、宮中真言院で修せられる後七日御修法は、「玉体安穩と鎮護國家の御祈」として行なわれた。彼は建武四年（一一三三）以来貞和四年（一一四八）に至るまで、十二年間に九回、この役を拝命した。この

御修法を主導する阿闍梨の役を約十年にもわたり勤めた意義は大きい。大体固定した請僧達を率いてこの修法を行なうのであるが、この方式は賢俊から光濟へ、光濟から満濟へと受け継がれた²⁵⁾。

賢俊があつたから満濟があると言つても過言ではない。賢俊の法流に対する使命感が弘真（文觀）と対立し、寺内で覇を争つた賢俊は尊氏に賭けるしか道がなかった。尊氏に賭けることにより、真言僧としての榮譽を手にしたのだった。

觀心の擾乱が起り尊氏にも賢俊にも危機は何度かあつた。それでも將軍に同道し戦場に赴いた。その時の心境を、弟子光濟に送つた書状に²⁶⁾は、釈門の道に背き一流の恥と自責の念が記されている。この書状には、若き僧牀の賢俊が自問自答しながら馬で走り廻る姿が想像されるが、釈門の道に背きながらも信念に生きる彼の主張になぜか感動を覚える。僧牀の賢俊からみざる異常な決心と尊氏への信頼、そして尊氏もまた、賢俊を最後まで信じ苦境を乗り切り、次の時代を作つていった將軍であつた。

一方、満濟の場合は、賢俊の築いた基盤の上に座ることができた。したがつて、最初から戦場を駆け廻るような経験はしていない。満濟の時代は、室町幕府が最早安定していた時期ということもあり、幼少よりエリートへの階段を、確実にのぼつていった感がある。

賢俊が武家護持僧であつたことは言うまでもないが天皇護持僧にもなつていてることを見逃してはならない。公家武家両方の護持僧の任にあつたことが、幕府権力拡大への大きな援護となつたことは言うまでもない。

さて、密教の修法の一つに五壇法がある。五大明王（不動・降三世・軍荼利・大威徳・金剛夜叉）の各護摩壇を据え、同時に修するものである。密教が人心を捉えていた当時にあつては国家祈禱として重要であつた。この五壇法の主催権は本来公家側のものであつた。天変地異・兵革・災害・御産・病等の重大事が発生した時、この修法が修された。中世の国家と社会の中で寺社の果たした役割の一つが祈禱である。寺社はこの祈禱という修法を駆使することにより公家・武家に結び付き権門と称される程の勢力（寺社勢力）になり得た。中世の人々にとつて、法力は

人力の及ぶところではないと考えられていた。こういった考え方を煽ったのが祈祷（御祈）である。この祈祷（特に鎮護国家・天下泰平・異国調伏・異変等）を寺社に命じる権限は統治権に関わるものであった。特に為政者には、この世の指針となる天の異常を読み取り、それに対処する義務があるという考え方があった。つまり、天の異常に対処することが国家的規模での政権保持者の権能であった²⁷。

次に、富田正弘が「室町時代における祈祷と公武統一政権」²⁸の中で貴重な発言をしているので左に記して置きたい。富田が、『五大法』²⁹下をベースに五壇法の祈祷主宰権が如何に推移していったかを検討した結果、建武二年（一二三三）以前はすべて公家主宰によるという。したがってこれ以降が、公家と武家との祈祷主宰権の交替の時期になるといふ。

貞和二年（一二四六）九月廿四日、足利直義が武家としての五壇法を主宰したのが初回である。また、武家主宰に定着したのは、応安三年（一二七〇）十一月二十四日、義満主宰の天変祈祷からと見ている。応安五年十一月には、義満判始が行われるわけで、従来公家政権が主宰してきた天変祈祷をも行なうに至った義満政権の自信が表面化してきたと考えられる。

ところで、御祈を実際に行なう修僧の集団、つまり武家護持僧といった組織は、いつ頃から作られていたのだろうか。『五八代記』³⁰下・賢俊に、「建武五年四月四日、於將軍、為客星祈祷被修五大虚空藏法 此法予勤仕、為護持僧五人之最末（略）」とあることにより、すでに建武五年（一二三八）の段階で武家護持僧の編成はあったと推測される。貞和・観応の頃の護持僧桓豪・清顕・栄海などは貞和元年（一二四五）まで公家側主催の五壇法修法³¹を勤修しているから、賢俊同様室町初期においては公家の五壇法会にも参加していたのだらう。

ところで古文書学的に祈祷関係の文書を分類すると、その文書の該当する時期における政権の強弱を考察することができる。満済の日記にも、祈祷を命令する書状・伝奏奉書・御教書等の他に、請文や巻数等のやりとりの子細が記録されている³²。

国家的臨時祈祷の主宰者が武家（室町殿）である場合に限ると、祈祷命令書には三種類ある。古文書体系論の中からこの点について初めて指摘したのが富田正弘³³である。

御判御教書・伝奏奉書・幕府奉行人奉書の三種類である。これらは、その時期にある室町殿の主たる祈祷奉書になるわけで興味あるところである。

御判御教書は、尊氏・義詮の時代、伝奏奉書は義満以降から義政の頃の伝存例が多く、祈祷奉書としての幕府奉行人奉書は明応二年（一四九三）、義澄の將軍就任以後にのみ見られるという富田の指摘も注目できる。政治や裁判関係の文書とは異なった流れを持つのは、やはり、御祈は国家権能と深い関係があるからだろうか。

延文二年（一三五七）閏七月十六日、賢俊は世界した³⁴。彼の六十年の生涯を評価するには、公家・武家・真言僧の三方からの眺望が必要である。朝廷側においては、持明院・大覚寺兩統立の時代から、南北朝動乱の時期に至るまで、武家政権の流れから見れば得宗専制期、建武期を経て、足利政権開創期に至るまで。まさに尊氏・直義と共に馳せ廻った生涯であった。また、宗教界に於いては、古代寺院の組織が変革する時期に当たる。東寺の寺院組織などには顕著に見られるが、寺僧の自治による集会や評定によって中世的寺院へと移行していく時期であったのである。

彼については、足利政権の協力者（政僧）としての印象が強いが、筆者としては法流を守り抜いた一真言僧としての賢俊を評価したい。

4 室町殿と御祈

(1) 將軍と満濟の接点

鎌倉府の政治的意志表明が明確化した応永三十年（一四二三）、義持から召請されたのが切っ掛け（表面的には）

となり、満済が政治家（政僧）としての人生に踏み込んだ経緯は既に述べた。では何故、彼はそのような道を歩むことができたのか。一般的には、義満猶子、將軍護持僧の二つがその理由と見られている。これらは確かに、その因と思えるが、果たしてそれだけで説明がつくだろうか。

一説には、彼が僧籍にあつて幕府権力と直接関係のないところに位置していたからとするが、抑々、義持と満済の最初の接点は何だったのだろうか。思うに、その最大の理由は、御祈の実行面における実力に義持が惹かれ、期待したのではないだろうか。

国家祈禱や月次御祈、その他義持自身のための臨時祈禱等々、満済の日記にはその記録が几帳面に記されている。また、義持自身、信仰心が厚く、参詣・参籠の記事が多い。そういった義持の精神的な部分を支えたのが満済であり、この傾向は応永三十年以前も以降も同様である。義持と満済の最初の接点は、「御祈」にあつたと考える。

日本国の王権にとつて宗教的秩序（鎮護国家）の掌握は不可欠であつたから、武家による公武統一政権を目指す室町政権にとつて、これらの秩序を掌握することは必要条件ということになる。かつて賢俊がそうであつたように満済は室町殿より御祈指示が下ると、諸寺院に手配し完璧に実行したのである。

では、政権にまで影響するとされる御祈（国家的臨時祈禱）とはどのようなものだったのだろうか。富田³⁵によれば公家政権においては、公事（諸法会など）の主宰者が日本国王を意味するという。つまり、室町殿は、旧来、公家政権が持っていた公事を摂取した、その実績によつて諸権門に超越し、公武を統括することができたという。

旧来、朝廷が持っていた国家権力の吸収という観点に立ち、「御祈」に着目し、満済の日記を読み直してみるのも意義がある。日記の記載によると、

まず、將軍の私的な祈禱を担当するのが護持僧である。応永二十年（一四一三）初には、三宝院満済、聖護院道意、岡崎桓教、地藏院聖快、実相院増詮、浄土寺慈弁の以上六名である。同年三月には慈弁（六十歳）³⁶が没し、常任院満意が³⁷補されている。

応永二十七年（一四二〇）には、五名の名が見える³⁸。岡崎桓教、竹内良順、実相院増詮、地蔵院義快、三宝院満濟である。翌年二月、竹内良順³⁹が四十四歳で寂し、竹内良什に替わる。

応永三十年には岡崎桓教、実相院増詮、浄土寺持弁、地蔵院義快、竹内良什、満濟の以上六名⁴⁰。同三十一年二月、岡崎桓教⁴¹が五十七歳で寂し、花頂定助がその後任となっている。以上のように將軍護持僧の員数は常に一定というわけではなかった。

將軍護持僧に任せられる側にとっては、そのこと自体が彼らのステータスになったし、將軍に近づくチャンスも得られる。それに何より大きな下行が期待出来た。彼らは長日の御祈、月次の壇所、臨時の祈禱を勤修するのを任とする僧集団であった。

月次の御祈は六人で二ヶ月宛結番制がとられた。日記中より結番の實際を観察してみると、次の如くの記述に気が付く。

六月晦日、晴 年中結番御祈事也、六月・十二月当番也 今年中御祈今日日次不宜間延行。来月二日巻数等可進由申付了、予勤仕愛染護摩、但一七日護摩、餘八悉以供沙汰了、六月稜如常、輪役豪意法橋（『満濟准后日記』応永三十三年六月晦日条）。

右の記述から、満濟の月次御祈の当番月は六月と十二月だったことが判明する、ということは臨時祈禱なども当番制で行なわれていた可能性がある。

次に、満濟手配の御祈の実情が察知できる記載を二月廿九日条に見ることができる。

（略）今月々次御祈巻数御撫物、并臨時御祈焰摩天供御星供、御方御所御祈愛染護摩巻数、御台御祈御当年星

表2 年中御祈目録
 応永三十三年度祈禱僧結番表

結番月	日記中に見える結番者	比定名
一月・七月	御室	仁和寺永助法親王
二月・八月	妙法院宮	妙法院堯仁法親王
三月・九月	聖護院准后	聖護院道意准后
四月・十月	青蓮院准后	青蓮院義円(義持弟)
五月・十一月	大覚寺僧正	大覚寺義昭(義持弟)
六月・十二月	予	三宝院門跡満濟(本人)

供等、御巻数等各進之。此等御祈去年以來結番、於護持僧中八相副月次御祈勤仕之者也、七月以降八非護持衆結番、此等臨時御祈勤修也、(略)、『満濟准后日記』
 応永三十年二月廿九日条)

右の記載により月次御祈を勤仕するのは護持僧中であること、また、七月以後より、非

護持衆(護持僧以外の僧ら)が結番で臨時の御祈を担当勤修していることが確認できる。端的に言うと、応永廿九年(一四三二)七月、臨時祈禱担当僧衆が指名され、この種の御祈を専門的に行なうようになったということになる。この日記の内容は、当時の御祈の現場を知るうえで興味ある記述として評価できるものである。

これら護持僧と祈禱僧の各編成については、將軍指示を受けた満濟が取り行なったと思える。それは次の十二月廿九日条により確認される。

今朝參御所、御対面、年中御祈目録五、備上覽了、明年毛先可為此分由被仰出候、但一年中被結番了、正・七月御室、二・八月妙法院宮、三・九月聖護院准后、四・十月青蓮院准后、五・十一月大覚寺僧正、六・十二月予、此等御祈一門弟中二仰、殊可致懇祈旨被仰出、仍方々相触申了、(後略)、『満濟准后日記』
 応永三十二年十二月廿九日条)

とあり、当番名が判明する。右の既述を表にまとめたものが表2「年中御祈目録 応永三十三年度祈禱僧結番

表」である。少々説明を加えると次の通りになる。

御祈りメンバーは、法親王二名、將軍第二名、摂関家（二条家）一人、満済の以上六人で、この内護持僧共に兼任しているのは満済だけである。（聖護院道意はこの時期、護持僧衆から外されている。）護持僧と祈禱僧を別々に任命し差配しているのは、將軍義持と満済であることは言うまでもない。

ところで、このように祈禱僧が護持僧と分離して結番勤仕する状況を如何に解釈すべきか。臨時祈禱の回数増加をその因と考えるのが正鵠を得ていると考えられる。つまり護持僧らの労働削減を意図するものである。祈禱増加の背後には、関東問題があり、そのための御祈強化策であったことは見逃せない。

いずれにしても満済の立場は、護持僧グループにも、祈禱僧グループにも所属している点から推して、彼が室町殿の御祈關係を一手に差配していたことが考えられる。祈禱増加と実行面の徹底化、その目的を貫徹するために祈禱僧の別個編成と結番制が考案された。これより以前の時期は將軍を取り巻く護持僧集団がすべての修法に携わっていたのである。

以上のごとく、義持・満済の両者はかなり几帳面である。特に満済は自分のための祈禱も四季にわけて勤修し、すでに数年に及ぶという几帳面さである⁴²。

次に室町殿の御祈生活について少々記して置きたい。

まず、巻数の伝達方法を見るに、大館は、応永二十三年（一四一六）頃まではその奉行としてみえるが、同二十五年には毎阿へ、同二十九年（一四二二）頃よりは赤松越後守持貞に伝達されている。

応永二十四年十月一日、義持が醍醐寺へ渡御した折、二十人余の供奉人の中に赤松越後^守の名が見えるが、恐らく持貞のことであろう。赤松持貞は義持の寵臣として近侍し、申次の任にあつたことが知られている。後に赤松満祐下国事件の因となる人物である。

持貞は、越後守、越州と呼称されて登場するが御祈奉行とは書かれていない。いわゆる將軍側近である。

ところで、寵臣赤松持貞に対し、満濟は好ましく思っていないかに見える。応永三十四年正月廿二日、満濟のところへ清水寺地藏參籠を（御所様の御祈として）理性院僧正が行なうよう持貞を以て伝えてきた。俄のことではあったが、理性院は満濟の弟子だから早速に相計い、何とか間に合って神妙々々。ほっとした満濟ではあったが、（落着いて考えてみると）不審感はあるばかり。次のように日記に書き残している。

抑此地蔵御前ニシテ御祈事不存寄、何様御願候哉由相尋越後守処、私夢想子細之間、其旨致披露処、此門跡へ可申入旨被仰出之間、如此申入云々、夢想之様不及尋（略）（『満濟准后日記』 応永三十四年一月二十二日条）

と持貞の夢想によって行なわれた參籠に「夢想之様不及尋」と不快感を示している。これについての下行は千足とある。

さらに同年三月、もう一件の赤松別願御祈勤修があった。

自今日於八幡、花頂僧正定助不動小法勤修、道場西廻廊云々、伴僧六口欵、赤松越後守為別願由沙汰、仍供料越後守沙汰之、五千足遣之由申也（『満濟准后日記』 応永三十四年三月二十六日条）

とある。同年三月、「以外御瘡衰驚入計」と満濟が驚き入ったほどの大病をした義持のための病氣平癒を持貞が自力で別願したものである。供料五千足とあるから、破格の供料である。大体義持の命じる臨時祈禱は御所内大法に對し二万足は別格として、通常千足から三千足の間であったから、持貞個人としてはかなり高額の供料と考えてよいだろう。この別願は四月七日、四ヶ日延行で結願している。

このように室町殿寵臣持貞が祈禱關係にまで堂々と食い込んでくる様は、満濟初め幕府宿老達の不興を買ったに

ちがない。逆の見方をすれば、当時の義持側近衆の勢力が、侮り難いものにまで成長してきていたことを感じさせるのである。

持貞一家とその家臣らの傲慢ぶりを伝えるものとして、大光明寺花見一件がある。後崇光院がその日記⁴³に持貞妻女一行の所行を批判の目で記しているものである。「寺中酒禁制」、「花枝折書同禁制」の文言が目につく。公武双方に対し傍若無人な振舞いだったのである。勿論、將軍権力を笠に着てのうえである。

さて、応永三十四年（一四二七）、富樫満成事件を想起させるような事件が発覚した。これは第二の疑獄事件である。一通の書状が義持に届けられ事件の結果が逆転したと日記は伝えている。義持が播磨守護職を男色の噂のあった持貞に与えたことが発端となった赤松満祐下国事件は、同年十一月十三日、持貞以下家臣らの切腹で落着いた。満祐は宥免となった。事件の真相は、赤松一族内における嫡流と庶流の対立（惣領職の争奪）であり、その上さらに、持貞が將軍側近として位置していた集合（近習勢力）と、幕府内重臣勢力との権力抗争である⁴⁴。結論を言えば、富樫満成の時と同様、近習勢力が敗退した。管領以下諸大名の強力な政治力を感知させるものである。

一方、側近持貞に切腹を命じなければならない情況に追い込まれた將軍の立場にも、満成一件同様、一考すべき感がある。

ところで、この事件に関する満済の日記はきわめて詳細である。何故こんなに書かなければならなかったのか。要するに彼の日記は、他人が読むことを前提とした記録である。この日記の底辺に流れる思想は室町政權の安泰である。それ故に彼が書き残した方が室町殿にとって都合が良いと思えば長々と書く、逆に判断される場合は無視するか、略記するかである。

満済は日記の処々に見知される如く、使僧を駆使し情報網を張りめぐらし、「……云々」という書き方でその情報を書き留めている。特に関東に関する情報には敏感で機敏な対処が感じられる。この満済の関東に対する姿勢は、すでに日記を書き始めた応永十八年（一四一一）正月廿三日条に、「結城越後來」などの文言が記されていること

からも察知される。日記中には、使節を派遣しての交流、篠村八幡所領への固執とも取れる態度、宇都宮持綱（京
都扶持衆）一件等々、政界デビュー（応永三十年）以前から関東を凝視している。それは、対関東の窓口とも見ら
れている細川氏よりも、もっと將軍に密着して行なっているようにも見え、使僧はあたかも間諜のようである。

元来、醍醐寺は東密小野流の中心であり、真言系修験道当山派が三寶院に属する。笠取山（上醍醐）は修験者の
道場であったから、満済にとって関東監視の行動をとることは容易いことであった。

思うに、満済が若輩にして三寶院門跡に補されたこと事態、この種の諜報活動を義満から託されていたとしても、
それは考えられなくもない。

当時の京都幕府將軍にとつて、最大の脅威は鎌倉公方の存在であり、関東が南朝方と結託したら將軍の地位も危
うい。ところが、満済は抜け目がない。南朝方の動きも早い時期から観察している。彼の日記、応永廿一年五月に、
次のような記述が伝聞形式で付けられている。

（略）大覚寺門主得度、十一歳、戒俊尊僧正、鈍色着小袈裟、唄仙乗僧正、装束同前、剃手内大臣法印云々、不
知実名、南方花山歟、（略）『満済准后日記』 応永廿一年五月一日条

ここにある大覚寺門主とは、義持異母弟の義昭のことである。すでに南朝方に担がれていることを察知し書き留
めている。これより十年余後、將軍後継者選出のくじに落選し、義教のライバルとして終える彼の生涯はよく知ら
れている。しかしすでにこの時点で満済のチェックが入っていた彼に、八幡神の御託宣が下る筈はなく、結果はわ
かっていたといえよう。

満済は政界入する以前から、諜報局長のような仕事をしてきた。それは表向きの時もあつたし、内々の時もあつ
た。幼少より義満に近侍し、その政治を根本から確知している満済こそ、この役割を果たせる器と見込んだ義満が、

謀報と御祈の二つの使命を預け、三宝院に入室させたのである⁴⁵。満済には早くからこれら二つの活動があった。それ故に応永三十年將軍召請があり、政界人と考えたい。

義持期もこの時期になると、政治的側面からみると守護任国の領国化が着々と進行し、大名化の抑制がむずかしくなってきた。もはや守護は吏僚ではない。典型的な管領政治を行なったとされる義持の時代は相対的に守護・大名の力が優勢であった。

將軍・近習・管領（守護大名）の三勢力の緩衝役の存在もこの時期の義持にとって必要になってきていた。満済は、召請され政治顧問を引受けた。義持にとっては掛け替えのない、内々の宰相（緩衝役）であったのである。

(2) 室町殿が主宰する御祈

この節では、御祈について、諸角度から考察してみたい。

永享十一年（一四三九）二月廿八日、伝奏万里小路時房は彼の日記『建内記』にこう記している。

彗星出現事、司天從三位安倍有重卿注進室町殿、仍公家武家御祈事、早可有其沙汰之由、被仰中山宰相中将定親卿、室町殿御祈事、法1諸寺・法2諸社・法3護持僧十人祈念事、為中山奉行相触之、明後日^{廿日}、天地災変御祭有重卿可勤行之、由被仰之御修法兩壇采月可被行^五、公家御祈事、藏人在少弁俊秀^{功部}依御祈奉行可申沙汰之由被仰之、応安元年・永徳・至徳等度御祈条々、有尋沙汰、今度被行条々、中山注一帛給藏人右少弁是於室町殿申定分歟^五（46）

右の内容に少々説明を加えると、二月廿八日、義教の許へ彗星出現の注進が安部有重（土御門）よりあった。律令制では天文密封の制度があり、変異が生じた場合は、直接天皇に奏上することになってきたにもかかわらず、（天皇へではなく）義教へ注進された。そこで義教は、公家武家のための祈禱をするよう伝奏中山定親に命じている。

伝奏定親が祈祷奉行（御祈奉行）として、義教の仰を諸寺・諸社・護持僧らにふれているのがわかる。勿論この時発給されたのは伝奏奉書である。次いで、公武のうち公家の祈祷申沙汰については職事坊城俊秀が御祈奉行に命じられたこと、義満時代の御祈条々を先例として尋沙汰があったこと等が記されている。

右の日記から変異祈祷に関して、武家が公家の上位に立った事実を明確に知ることができる。これは、国家的祈祷主宰権がすでに武家側にあるということである。

考察の限りでは、幕権の盛衰と祈祷主宰権の移動状況には明らかに連鎖関係がある。富田は、先行研究の中で、祈祷の目的や内容の変化について指摘している。

東寺文書などの史料分析の結果、義教期においては、室町殿主宰総件数四十五に対し、公武兼帯祈祷は、永享十一年彗星祈祷一件のみである。

このような減少傾向は、満濟の日記からも同様に窺われる。それでも義教初政期には、禁中御祈を室町殿が援護している様子が伺える。次の例は正式な將軍宣下がない時期に当たり、義教としても下手に出ている時かもしれない。

① 応永三十五年四月廿六日 仏眼護摩開白、於京門跡、正長元年五月三日結願、御卷数三枝、三日病（『満濟准后日記 同日条』）

② 正長元年五月九日 於禁中妙法院宮普賢延命大法勤修、判僧廿口、十五日結願（『満濟准后日記 同年五月十五日条』）

③ 正長元年七月廿四日 北斗准大法開白、於仙洞、八月一日結願、室町殿供料以下每事申御沙汰、此御祈（後小松院）
仙洞御窮屈子細在之、室町殿申沙汰御祈也、（『満濟准后日記 同年八月四日条』）（以上、要所のみ抜書）

次に示す例は、義教 將軍宣下（正長二年三月十五日）後に行なわれた御祈であるが、「於室町殿」、「於仙洞」、「武家御祈」等の文言を満濟がはっきり記している点が注目される。

④ 正長二年七月十九日 自今夕於室町殿、花頂僧正不動小法勤仕、於仙洞理覺院尊順僧正五大尊合行法勤修云々、如意寺准后為手代參往云々、同月廿五日運時今曉結願、（『満濟准后日記』同日条）

⑤ 正長二年七月廿五日 依諸社怪異事、室町殿御祈始行、奉行親光卿、八月七日結願各巻數遣之、此御祈今度外宮觸穢事、并東大寺御燈消滅、北野御聖體令落給事等、怪異重疊間、依之武家御祈也、（『満濟准后日記』同年八月七日条）（以上、要所のみ抜書）

義教の初政期における御祈例を右に示したが、その他日記に散見される五壇法については、室町殿中御祈（武家）とあるから、富田の指摘は正鵠を得ているといえよう。

ところで、義持期の公武兼帯祈禱は、例式三所祈といって、本来的には禁裏・仙洞・室町殿の三所のための祈禱としてあった。例えば左に示すように、

二星合金鐘、兵革白衣会等占文旁不快（略）内裏・仙洞・室町殿御三所御巻数三枝（『満濟准后日記』応永三十年七月二十三日条）

等とある。

義教は、この三所を將軍・若君・御台の三所（三人）の祈禱に換えている。日記中では、「為若君」、「為御台」の

御祈が処々に見える。これはまさに、国家的な祈祷主宰権の將軍家による私的独占ともとれ、御祈の場にも彼の專制君主ぶりが覗かれる。

祈祷主宰権は、八代將軍義政の頃までは室町殿が確保していたと見られているが、その頂点は義教の時代であり、將軍権力高揚の推移と一致する。

ここで再度考えるに、義教は突然頂点に立てたわけではない。そこに至る伏線を敷いたのは、他ならぬ義持と満濟である。

満濟は、室町殿の仰を奉じた伝奏奉書を受け取り、仰旨を洩れなく実行していく、祈の現場の頭人たる者であつたろう。道場・修僧の手配・修法の種目・回数・支具・巻数の伝達等々、故障の場合は手代を用いて実行していく手際がよく確実である。御祈が不可になるといふことは、満濟指揮下では皆無であつた。

最後に、義持期における公武御祈の実状がよく記録されている代表的な例⁴⁷を一件、左にあげておこつ。少々解説すると次のようになる（表3参照）。

応永卅一年（一四二四）四月十日、変異御祈について、広橋^{（兼言）}一位より満濟のところへ御教書が届く、祈祷命令を伝達する伝奏奉書は、禁裏^{（称光）}仙洞御祈と、室町殿同御方御所御祈の二通である。この奉書の礼紙に、御請文は各々書いて欲しい旨が記されている。

そこで、満濟は、早速二通の返事を書いていく。一通は、禁裏仙洞へ、「自明日十一日、一壇可令勤仕由謹承候」と。もう一通は、室町殿・御方御所の両御所へ、「自明日十一日、修仏眼護摩可令致懇祈候」とあり、室町殿への返事には修法名が記されている。

さて、十一日、二星合の御祈は実行された。

公家御祈には、愛染供開白、武家御祈には、仏眼護摩開白とある。

六月十一日、結願、御巻数は各二枝、合計四枝が御祈奉行の広橋兼宣方へ送遣わされる。巻数だけ届けるのでは

表3 公武御祈結願まで（応永三十一年四月十一日開白・応永三十一年六月十一日結願）

開白年	月日	結願日	目的
応永三十一	十一月四日	六月十一日	二星合変異（公武御祈）
<p>十日、就二星合変異御祈事、自広橋一位方御教書到来 ●二星合変候、禁裏仙洞御祈自明日^吐可令到祈念給候、醍醐輩同可令相触給之由被仰下候也 四月九日 恐惶謹言 兼宣</p> <p>●二星合変候、室町殿同御方御所御祈禱、自明後日^吐可令励懇丹給候、醍醐人々同可令相触給之由被仰下候、恐惶謹言 四月九日 兼宣</p> <p>礼紙云 御請文各々可給也</p> <p>●就二星合変異、禁裏仙洞御祈、自明日^吐一壇可令勤仕由謹承候、殊可致誠祈候、当寺僧等祈念事、同可令存知之由、可有御披露候也 四月十日 恐惶謹言 満濟</p> <p>●就二星合変異事、室町殿將軍御所御祈事、自明日^吐修、仙眼護摩可令致懇祈候、当寺々僧等御祈事、同可令存知之旨可有御披露候也、恐惶謹言 四月十日 満濟</p> <p>四/十一日、二星合禁裏仙洞御祈愛染供開白室町殿將軍御所御祈仏眼護摩開白 六/十一日、二星合変異御祈結願、御巻数禁裏仙洞御分愛染護摩^{但供也}、一杖 室町殿并將軍御所御分、仏眼護摩^{但供也} 御巻数 二枝以上四枝、送遣広橋一品方了、以書状各々申之也、禁裏仙洞一通、室町殿將軍御所一通也、承仕持向之旨、</p>			
奉行			広橋一位方
巻数渡先			広橋一品方（四枝）

なく、書状(副状)も各一通、お使い(承仕)が持って向かったと記されている。

一回の御祈を完了させるために、満濟はこれだけ手数のかかる差配をしなければならなかったことを知ることができる。

(3) 伝奏制度と御祈奉行

院政制度に起源を持つ伝奏は、院仰を奉じ実務を行なうものであり、当時にあつては兼参が普通であつた。

公家は、天皇・院の臣下でもあり、さらに摂関家のような高位貴族の家礼・家司でもあつた。父と子で、家礼・家司として仕え、子が親の代行をしているのが見られる。鎌倉時代中期以降、彼らの活躍の場は広がる一方であり朝廷の実務はこれら兼参の中級貴族が掌握していたという見方もできる。

鎌倉時代、公武間の交渉を担当していた関東申次西園寺氏(世襲)は、南北朝期には武家執奏と呼称される。永徳年間に(一二八一〜八四)西園寺実俊の活動が停止し、それを期にこの任を担うようになったのが伝奏万里小路嗣房である⁽⁴⁸⁾。

さて、応永元年(一二三九四)十二月、將軍位を嫡子義持に譲り太政大臣に就いた義満だが、翌年六月出家する。俗界を超越した入道という立場から、院政(北山弟)を開始したのである。この時以降、伝奏は義満に祇候する。つまり廷臣でありながら武家の吏僚的役割を担ったということになる⁽⁴⁹⁾。

この状況を富田は⁽⁵⁰⁾、室町殿の権力を治天の権能を継承したものとし、伝奏については、公武双方の命に従うものとした。その理由は、伝奏命令権・補任権が形式的とは故、依然として公家側に存続していることによる。

一方、公家側は、神宮・賀茂両伝奏を応仁の乱頃までに特化させ室町殿から分離し、特に専任のない伝奏が將軍に仕え、永正年間以降(一二五〇四一二)は武家伝奏と呼称されると論じる。私も同じ見解に立つものである。

百瀬今朝男は、義満期に摂関家を含む大部分の公家が武家の家礼になつたとし、室町期の公武関係は、武家と公

家諸家との主従関係を土台に考察すべきであると主張している⁵¹。それではなぜ、廷臣らは義満家礼になったのか。当時の貴族等にとつての大事は、武士の台頭による莊園年貢の未納であり、収入確保を貫徹するために武力を持たない彼らは幕府の力に頼った。武家に仕え、その扶助を受けることになる。したがつてこの場合、家礼制度は双方の利害の一致によつて成立したと考える。官司を媒介に公家の支配を裏面で支えているのは家礼関係である。明德元年（一三九〇）の法華八講（足利氏）に關白二条師嗣以下二十八人の公家が着座した事実や、この員数が現任公卿のほとんど全員に当たることこそ義満の公武支配の状況を感じさせるものと言えよう。

家永遵嗣も先行研究⁵²の中で、伝奏が義満の家礼であることの意味を分析し次のように見ている。

つまり、武家と公家との家礼関係を二段階で捉える。永和～永徳期に撰関家型の家司機構・家礼関係が成立し、義満仰を奉じる家司の奉書と家礼の奉書が出現する。次いで応永期、義満の家司機構が院庁として再編成されるのと並行して、義満仰を奉じる家礼の奉書が旧来の治天仰を奉じる伝奏奉書の機能を併呑する。ここに義満仰を奉じる伝奏奉書が出現するということになるという。

さて、満濟の日記に見える伝奏広橋兼宣の扱った祈祷（祈祷命令を伝える伝奏奉書が発給される場合）の一例、応永三十一年十月一日の変異（地動）祈祷について検討してみたい。

日記によると、これより少し前の（応永三十一年）九月廿九日、兼宣より満濟の許へ奉書が届いている。九月廿五日、申半刻、地震があり金翅鳥が動くという事件が発生、陰陽の在方卿によると、口舌九十日内兵革という。このような事実があったので奉書が届けられたのであるが、その時の状況を伝える日記の抜書きを次に示す。

就去廿五日地動御祈事、自広橋一位方奉書到来⁵³

兼宣卿状案

就地震占文、天下弥太平、殊者公家武家御運長久御祈祷、自来月一日可令励懇念給候、醍醐輩同可被触

仰之旨被仰下候、於結願日次者未定候、恐惶謹言

九月廿九日

兼宣

三宝院御房

返事案

就去廿五日地天被仰出御祈事謹承候、自来月一日修愛染王護摩可致懇祈候、当寺輩同可抽精祈旨加下知候也、得其意可令披露給候、恐惶謹言

九月廿九日

満濟

十月一日愛染王護摩始行、恒例、地天御祈以供相副祈念、但以此護摩半相兼也(略)(54)

十二月十八日、自去月一日、地天御祈結願、御卷数、(御光天懸)内裏(後小松上皇)仙洞・(義持)下御所・(義隆)將軍也(55)

(『満濟准后日記』)

以上がこの件について知り得るところである。ここで注意が必要である。というのは、このような伝奏奉書は満濟の許にだけ届けられたわけではない。同日付の広橋兼宣伝奏奉書が、東寺長者房教にも届いているのである。

変異事候、天下弥太平、殊者公家武家御息災延命之御祈祷、自来月一日、可令致懇念之由、可令下知東寺給候、至結願日次者、重可被治定之旨、被仰下候也、恐々謹言

九月廿九日

兼宣

右は応永三十一年(一四二四)九月廿九日、変異(地震)に当たって、「天下弥太平」、「公家武家御息災延命」の祈禱を東寺長者房教に命じたものである。この祈禱命令が公家(後小松上皇と称光天皇)と武家(義持と將軍義量)の双方の命として発せられていることが注目される。

この時期には、伝奏奉書が公武双方の仰を奉る文書であったことが明らかである。ところが、義教以降になると、室町殿仰のみを奉る文書に変容していく。

伝奏広橋兼宣⁵⁶は、右の記述にある如く、御祈奉行として頻繁に登場する。満済の日記中では、儀同三師常寂として散見される。また、この日記に限って看取できる国家祈禱のうち、兼宣が御祈奉行として、或いは巻数の渡先として関わった祈禱は粗々三十六件あり、他の奉行より圧倒的に多いことから兼宣が御祈担当者と推測される。応永三十五年(一四二八)四月二十六日開白からは、広橋親光(兼宣息、宣光・兼郷とも名乗る)が奉行として勤仕、これ以後兼宣の名が見えなくなる。

また、家永遵嗣説によると、兼宣が伝奏と明記された史料は応永二十年(一四一三)、裏松重光死亡により、南都伝奏・八幡宮伝奏を引き継いだ後にはじめて現われるという⁵⁷。満済の日記では、同年八月十九日、二星合変異御祈に巻数の渡先として見える。さらに同日記によると、応永二十七年(一四二〇)頃より奉書到来による祈禱回数が増加しているのがわかる。

次に当時の満済の立場を知る興味深い記述がある。

応永三十四年九月十五日⁵⁸、月蝕御祈(禁裏)では、妙法院法印に修法を固辞され打つ手なく、困惑の奉行甘露寺忠長であるが、満済の執り成して何とか間に合わせることが出来、珍重ということになった。ここでも院執権忠長より満済の方が上位であり、彼が差配しなければ御祈の現場は手普通通り動いてはくれないのである。

以上の諸事から、御祈奉行（伝奏）は、公武の祈禱命令を伝達指令していたことは認められるが、何れの場合にも、御祈現場の設営に関与している様子はない。精々「奉行広橋儀同入道、則道場南大床辺徘徊」⁵⁹とか、結願日に公卿・僧侶の世話、また巻数を請取り、公武へ伝達する役が最重要な職務であったと看取できる。御祈奉行（伝奏）は、開白・結願日のみ、御祈現場と関わるが祈禱そのものの指図はしない。ただ単に、祈禱の場における役人であり、原則として臨時祈禱の一件毎に任命されたと考えられるが⁶⁰、日記中に奉行として見える兼宣（広橋）、俊国（坊城）、忠長（甘露寺）、宣光（兼宣息）などあるうち、兼宣に集中して多いことについては、前述したとおりである。

以上、伝奏制度を取り入れ、武家側へ公家権力を吸収していったこと、この方法を祈禱主宰権の掌握にも利用していたこと、そして、これらの実現が伝奏奉書を以て進行されるのは、応永三十年頃と推測されること⁶¹等に併せ、満済の日記から祈禱の現場の実態を覗いてみた。

(4) 東寺に伝存する満済御教書

室町殿が伝奏奉書を利用し、祈禱という分野をも、手続や伝達経路に至るまで、公家様に倣い掌中のものとした事実は、武家の威勢高揚、王権にも迫る勢いを示すものに他ならない。

このような時期にあつて、この伝達経路とは異なる満済指示による祈禱奉書や、名田宛行を指示する御教書が東寺に伝存している。この種の東寺文書の存在に最初に気付いたのは富田正弘である。以下は富田の論考に負つてこるが多い。

東寺百合文書の中には、三宝院御教書（祈禱奉書）、あるいは醍醐寺座主満済御教書（「三宝院奉書案」ともある）として伝存する文書がある。それらの中から、ランダムに各五件選び表にし（表4）、「満済御教書」として整理してみた⁶²。表4の①～⑩に示した御教書について、東寺に伝存する他の奉書とは異なる点を強調したいのだが、

表 4 満濟御教書

No.	西暦	年月日	長者	年齢	奉者	宛名	目的・内容	典拠 その他
	1407	応永 14.8.19		30	隆源	(年預快玄) 清浄光院	止雨御祈事 (端裏書あり)	三宝院御教書 東寺百合文書せ 33
	1419	応永 26.5.12		42	賢長	年預法印	公家并室町殿御祈事	三宝院御教書 東寺百合文書そ 1-3 上
	"	" 6. 9		"	光意	宝蔵院	室町殿二星合御祈事	三宝院御教書 東寺百合文書め 1-9
	1421	(応永 28) 9.24		44	賢長	宝蔵院法 印御房	九州筑崎松頼倒候、仍 御祈禱事(年預代宝清 宛)	三宝院御教書 東寺百合文書ホ 36-55
	1425	応永 32.2.22		48	"	"	為將軍御方御祈於寺家 可被造立八万四千基塔 波候、要脚三千疋下行	三宝院御教書 東寺百合文書ウ 52-70
	1430	(永享 2) 5.15		53	"	東寺年預 僧都御房	沢井伊与申当寺領上久 世庄内名田事	醍醐寺座主満濟御教書 東寺百合文書を 155
	"	(永享 2) 5.25		"	"		就沢井申下地事、 ...内々可申旨候也	醍醐寺座主満濟御教書 東寺百合文書を 156
	"	(永享 2) 6.4		"	"	年預僧都 御房	沢井通慶申上久世庄内 知行分年貢未進事 ...内々仰候也	醍醐寺座主満濟御教書 東寺百合文書を 157
	"	(永享 2) 6.12		"	"	"	先被退使者候者 旁可 目出候 ...内々仰候也	醍醐寺座主満濟御教書 東寺百合文書を 158
	"	(永享 2) 6.12		"	"	"	端裏書「三宝院奉書案」 No9 と同文	醍醐寺座主満濟御教書 東寺百合文書を 159

注 1 印は満濟の長者在任中を表わす。

注 2 『東寺長者補任』応永 16 年～ 18 年、応永 23 年～ 28 年まで、2 回長者を経験している。

注 3 年齢は満濟の年齢である。～ は表 5 からランダムに選択した文書。

まず、①～⑤の三宝院御教書(祈禱奉書)について、少々説明してみたい。①～⑤の三宝院御教書は、表 5 の②、⑤、⑥、⑬、⑯の文書に相当する。

特色として、他の祈禱奉書とは異なり伝奏を経由していない。將軍の意を請けた満濟が東寺の長者を飛び越えて直接年預等に宛てている⁽⁶³⁾。奉者は、満濟に近侍する僧賢長⁽⁶⁴⁾が多い。満濟の場合、東寺長者在任中、またそうでない時期にも祈禱奉書の発給が確認され、今までのところ十九通伝存する⁽⁶⁵⁾。別当や別当代を宛所とする通常の場合と異なり、ダイレクトに祈禱現場(供僧・年預)に命令が伝達されるというわけである。

伝達経路を整理すると、通常の場合、

i 伝奏 東寺長者 別当(院家)
(施行状) 供僧(年預)

へと下達される。

この伝達方法は、東寺に限らず、他の寺社においても同様である。

このような伝達の仕方に対し、満済の場合、

ii 將軍 (内) 三宝院 (満済御書) 年預(供僧)

となる。

ここにあるiiが三宝院御教書(満済御教書)である。iと比較すると、御所様内々の意が、至急伝達されることがわかる。この文書の流れが重要な意味を持つ。

御祈伝達という手続きの場において、室町殿と満済には、他と異なる接点があったと感知される。長者を経由することなく、直接祈禱の現場に指示できた、そういった急速で簡便な命令経路を保持する満済という人物の立場が重要である。

次に表4が示す⑥～⑩の文書は、祈禱文書ではなく、荘園文書である。端裏書等から推して、当時は「三宝院奉書」等と呼称されていたものと考えられる。仮令、係争地に対し何らかの職権があったにしろ長者在任中にない満済が直接東寺年預に内々の意を伝える、その点に注目したい。

三宝院は、賢俊僧正以来、足利政権と密接な関係にある政治色の濃い寺院である。その門跡満済が右に示した如くの御教書を、長者を経ることなく直に供僧中に伝達していたという事実には、政僧満済の権勢を感じないわけにはいかない。

元来、東寺の供僧支配は東寺長者にその権限があるものである。満済が直に供僧宛御教書を発給していた事実は、

表5 三宝院御教書（祈禱奉書）

No.	西暦	年月日	長者	満濟 年齢	奉者	宛名	祈禱目的	典拠 その他
1	1404	応永11.正.18		27	定聡	(隆禅) 実相寺法 印	室町公方祈禱	東寺百合文書 ミ 40-47
	1407	応永14.8.19		30	隆源	(年預快玄 清浄光院	止 雨	" (報恩院水本僧正) せ 21-36 (端裏書あり)
3	1416	(応永23) 10.19		39	賢長	/	室町殿御祈	" (賢長は日記に頻出) ミ 48-62
4	1419	応永26.4.27		42	"	年預法印	仙洞不予	" (後小松上皇不予) め 10-19
	"	" 5.12		"	"	"	公方并室町殿 御祈	" そ 1-3 上
	"	" 6.9		"	光意	宝蔵院	室町殿二星合	" め 1-9
7	"	" 6.17		"	"	"	出雲大社注進	" ウ 52-70
8	"	(応永26)7.25		"	賢長	年預法印	異国調伏	" ホ 36-55
9	1420	(応永27) 閏正.29		43	"	"	宝幢寺供養天 気已下	" せ 1-20
10	"	応永27.9.2		"	"	"	室町殿風気	" め 20-28
11	1421	(応永28)3.15		44	"	/	御台熊野参詣	" ホ 21-35
12	"	(") 5.2		"	"	宝蔵院法 印	室町殿御祈	" ち 4、せ -12
13	"	(") 7.22		"	"	/	地震	" ミ 81-92
14	"	(") 8.3		"	"	宝蔵院法 印	禁裏不予	" (称光天皇不予) ホ 36-55
	"	(") 9.24		"	"	宝蔵院	九州筥崎松 ^眞 倒	" ホ 36-55 (年預代宝清)
	1425	応永32.2.22		48	"	(年預宝清) 法蔵院	將軍御方御祈 (義量)	" ウ 52-70(2/27義量没、19歳)
17	1426	(応永33) 10.5		49	"	年預僧都	変異御祈	" (『満濟准后日記』同日条) め 20-28 広橋奉行
18	1427	(応永34) 11.1		50	"	"	多田院御廟鳴 動	" (源満仲創建)ホ 56-70
19	"	応永34.11.10		"	"	"	祈禱御判施行	" チ 18-25

注 〃は満濟の長者在任中を示す。参考文献『東寺長者補任』、『満濟准后日記』、富田正弘論文「中世東寺の祈禱文書について」

東寺の立場に相反するもので、当然、長者と対立するだろう。

しかし、こういった満済の行為に対する抗議は残されていない。ということは、当時の満済の一連の行動が、当然と受け留められていたことが想像される。彼が東密の最高指導者だったからともれるが、背後に室町殿の力が感じられるのは当然のことである。

国家祈禱・將軍護持僧、そして東寺供僧までをも差配できた満済は、やはり特筆すべき人物といえよう。

5 日記雑感・結び

室町殿にとって最も重要な御祈、その御祈の形態には、日記を読む限り大略三つの型がある。

- ① 將軍護持僧による月次御祈。
- ② 室町殿のための臨時祈禱。
- ③ 公武兼帯国家的臨時祈禱。

この祈禱については、既述したとおりであるが、為政者にとって国家権能にも関わる最も重要な御祈であったことは言うまでもない。

義満から義教まで、御祈について追いかけて行くと、その主宰権が急速かつ確実に、武家側に吸収されていくのが看取される。政権の保持者、特に義持と満済にとって、御祈は嚴重であり不可欠のものであった。それ故に両者の接点になった。

次御祈事 如先々方々へ可被成御教書條殊可為嚴重由申入間、尤可然被思食也、可仰付飯尾加賀守旨被仰出間、以教源法橋仰遣了、護持僧名字并山門三井東寺醍醐等其外諸門跡事任先例申請者可成御教書由同仰遣了、今日

此等御教書御判被出之、仍飯尾加賀守京門跡へ持参云々(略)、『満濟准后日記』 応永三十四年十一月九日条)

などからもその一端が伺える⁶⁶⁾。極言すれば、満濟は、室町幕府御祈方頭人ともいうべきものであるつか。既述の通り、修法修目のこと、阿闍梨・修僧の手配、支具、供料、諸寺への修法指示に至るまで細目に渡って手配している。満濟自身が故障により勤修不可能な時は手代を用いた。他の僧侶が故障^(ミヤ)その他の理由で辞退を申入れる時があっても、早速に手代を立てて調整、御祈は滞りなく実行されたのである。

正長元年(一四二八)、義教の時代になり、公武の御祈は、満濟の理想とした形になって実現した。彼は、日記に次のように記している。

自今日⁽⁶⁷⁾御祈兵革病事等⁽⁶⁸⁾、於本坊⁽⁶⁸⁾可勤修之由右大弁宰相⁽⁶⁹⁾以奉書申了、則献請文也⁽⁷⁰⁾、毎度直請文遣之、凡以奉書可遣條尤可宜歎、准后⁽⁷¹⁾以後聖護院等如此、雖然有存旨間、毎度直書状也、不動護摩以之相兼了、自今日於室町殿五壇法在之、(略)、『満濟准后日記』 正長元年十月二十一日条)

右の内容について少々解説すると、右大弁宰相広橋親光(伝奏)から奉書(祈祷命令)が到来したので、則、返事を献じた。満濟は奉書の到来に満足しているのである。勿論これは伝奏奉書である。ところが満濟は將軍へ直に返事(請文)を書くといっている。聖護院准后がそつであつたように、准后宣下の後には祈祷請文は奉書で届けるのが宜しいのだがと、解つていながら、「ちよつと思つところがあつて」といつわけで直の書状に拘泥するのはなぜだろうか。室町殿に対する並々ならぬ親密さ故か、それとも不動護摩のこと一言を付け加えたかつたからか。

日記はまた、同日(廿一日)、室町殿五壇法が開白したことを伝えている。

「中壇 聖護院准后、降 花頂定助僧正、軍 竹内良什僧正、大 積善院良讚僧正、金 理性院宗観僧正、中壇

壇所公卿座云々、殿上東半分相兼云々(略)とあり、これら修僧の人選・修目など、指示を行ったのは満済であろう。「廿八日、日中結願、着座公卿八人」⁽⁷²⁾と、結願日の模様も詳細に伝えている。公武祈禱の実行現場の記録として十分な日記になっている。

次に満済の最後について少述しておきたい。

『御中陰雜記』⁽⁷³⁾によると、永享七年(一四三五)六月十三日卯刻、臨終をむかえ、金剛輪院御学問所において、五十八歳の生涯を止じた。頭を北面西にして臥し、正念正受にして眠るが如くに終わったという。多くの弟子達が祇候し、助念・助修する中、静かで安らかな永眠だったことが想像される。菩提寺において、十四日寅刻、入棺、同日甲寅、荼毘にふされた。葬儀は肅々として盛大であったという。

翌月の七月十日、埋葬された。宝篋印塔婆一基(高五尺計敷)が御母儀静雲院御墓塔^{標深}南地の並びに建てられた。『報恩院僧正隆濟記』⁽⁷⁴⁾によると、御中陰の御仏料がわかる。一条殿・聖護院・二条殿・実相院千疋(以上公家衆)、管領細川持之・山名・一色・武衛・赤松・畠山五千疋(以上武家衆)、当寺^(醍醐寺)山下衆五百疋、山上衆三百疋、室町殿^(義教)万疋、その他公武僧俗、権門貧家、醍醐寺関係者のほとんどが、何がしかの御仏料を供したとある。

次に、満済から義賢(第七代座主)への譲状を書き留めておきたい。死の一年前(永享六年三月二十二日)に書き置いているものである。

永享六年満済准后被譲于義賢准后状云、当寺(醍醐)座主職・伝法院座主職、六條八幡宮別当職并篠村八幡宮・三條八幡宮別当職、代々門葉相統来者也、醍醐寺座主職事、宮僧正坊以来、以師讓附、被補任之條先規也、住躅也、殊可令存知給⁽⁷⁵⁾、『醍醐寺新要録』讓補篇)

右の譲状で特徴的なことは、満済と源氏の氏神八幡宮との関わりである。足利政権との強い絆を感じさせるもの

である。義満から、將軍家のために十分働ける器用の仁として見込まれ、御猶子という名聞以上の働きをした満済の生涯であった。

法流の師・三宝院大僧正賢俊は、「栄耀至極、公家武家権勢無比肩之人」（公家武家双方に権勢を得、彼と肩を並べるほどの人物は他にいない）と評されるような生涯を送った。彼以後、日野家は足利家と密接に結びついて繁栄した。三代義満から、九代義尚まで正室は日野家から娶っている。実にそれは伝統的儀式の如く、公家の姫君が武家の棟梁に嫁いだのである。

これに比し、満済を生んだ今小路家にはそのような気配は余りない。むしろ、満済の実母・出雲路殿所生の子女が、全員僧籍となった事実は、この先、この一統の閥閥ができることはないことを暗示し、排除されたということにならないだろうか。満済の実母は、おそらく基冬の正室ではなかったのだろう。

満済は宗教界にも、政界にも大きく関わりながら、私利を追った様子もなく、私党を作った様子もない。大局を見通す器量は賢俊以上の人物かとも思える。噂が好きなことで有名な貞成親王は、満済の最後を、「三宝院准后今朝入滅云々、此両三年病氣、今度癩病興盛遂墮命、天下の義者⁷⁶」と評した。

満済は、縦令、どんな事情が発生しようとも、常に幕政の安定を願い、生涯変わることなく三人の室町殿に仕えたのであった。室町殿の奉為、そのために生まれてきたような彼の一生であった。

本稿は、満済自身が書き記した日記をベースに、將軍との関わりを見てきたが、満済についてもっと多くを語るとしたら、政治面では関東の持氏や奥州笹川への対応、加えて後南朝の皇子らとの関わりを彼独自の内々の世界から描く必要があるだろう。さらに、高僧の日常という私的な側面も書くべきであろう。これらをすべて論考しなければ、満済の人となり語り尽くしたことはない。後日の機会を期したい。

表6 「満濟准后日記における国家的祈祷 抜書」

応永年代には、伝奏広橋兼宣と并坊城俊国が御祈奉行として活躍している。この後、この役がすべて伝奏へと移行する。

通番	開白年	月日	結願日	目的	記事	奉行	巻数渡先
①	応永二十	一・二九	二・五	地動(仙洞) 院御祈十壇内	焰摩天供・仙洞院御祈 <small>小地動</small>		奉行清長
②	同	八・十九	八・二五	二星合 (禁) 変異	変異御祈自今夕始行、愛染護摩		広橋方
③	応永二二	三・三		星合変異(禁・仙・室) (武家主導御祈初見方)	依星合変異、為禁裏・仙・洞・室町殿御祈 於本坊護摩一壇、可動仕由被仰下	奉行 広橋大納言	
④	応永二三	六・十三	六・十九	日吉社鹿嶋死性并春日社穴俄出来、両奈御慎御祈(室)	一昨日、為室町殿御祈愛染護摩於金院護摩始行、十九日運時	奉行 広橋大納言	奉行 広橋方
⑤	同	六・十七		日吉、春日 怪異御祈(禁・仙)	一昨日被渡御衣 御教書到来	奉行 広橋大納	
⑥	応永二四	七・三	八・六	叡山石破怪異(禁・仙) " (室)	依比叡山石破怪異事、自今日不動護摩、御撫物被出之、下御所御祈	広橋大納言 "	広橋 每阿方
⑦	応永二五	四・二七	五・三	祈雨 室町殿主導下御祈	水天供、自広橋方奉書同可触仰東寺云々 雨御祈事、自今月十日比、於五山時々有其云々、雖然不雨降、仍重今日諸門跡、同東寺 天台 三井三門從二被仰付云々	広橋方	広橋方
⑧	同	五・十一	五・十五	祈雨 室町殿主導御祈	重水天供 十五日 降雨連続	広橋 巻数遣之	
⑨	同	六・十三	六・十九	祈雨 室町殿主導御祈	水天供、東寺・醍醐寺相触、山門三井同前、自広橋方奉書	広橋	

⑩	同	九・二九	禁裏御不予	不動護摩、御衣、御鏡等一昨日被渡	奉行広橋 大納言兼宣郷
⑪	応永二六	十・四	御三所 変異御祈(禁・仙・室)	御三所御祈相兼沙汰之、 自今日御祈東寺醍醐申遣旨委細披露	広橋方
⑫	応永二七	四・十五 四・十七	祈雨	水天供、(義持の命) 一七日 自早旦終日降雨御教書同到来	
⑬	同	四・二一 四・二七	祈雨	重義持の命・水天供 東寺 御室 永助親王東寺・醍醐寺同 下知云々	奉行 広橋大納言
⑭	同	六・一 七・四	祈雨	水天供(三門徒中へ被仰出) 東寺 御室(永助親王) 勤修寺(尊興) 水本(隆源) 大慈院(成基) 隨身院(祐庵) 金剛乘院(俊尊) 予(満濟) 座主准后(義円) 山中(良順) 岡崎(桓教) 檀那院僧正相敵 猪熊僧正(良) 法輪院僧正(心明) 聖護院准后(道意) 花頂僧正(定助) 実相院(増詮) 隨身院僧正(通覚)	広橋

心永二九		心永二九	
四・二九		四・五	
五・十九			
禁裏御不予		禁裏御不予	
奉行俊国奉書到来 葉師護摩於金院始行	<p>園城寺七人 聖護院准后(道意)</p> <p>如意寺僧正(滿意)</p> <p>実相院僧正(増詮)</p> <p>定助僧正</p> <p>尊順僧正</p> <p>通覚僧正</p> <p>良讚僧正</p>	<p>山門七人</p> <p>御室於本坊五壇護摩</p> <p>妙法院宮(堯仁)</p> <p>青蓮院准后(義円)</p> <p>座主僧正(持弁)</p> <p>桃井僧都房</p> <p>良寿僧正</p> <p>相源僧正</p> <p>忠芸僧正</p>	<p>大吉祥院(尊經)</p> <p>常住院(滿意)</p> <p>若王子僧正(良縁)</p> <p>広橋奉書 同時開白</p> <p>東寺七人 大覚寺僧正御坊(義昭)</p> <p>勸修寺僧正(尊興)</p> <p>隨身心僧正(祐敵)</p> <p>俊尊僧正</p> <p>隆源僧正</p> <p>光超僧正</p> <p>予(満濟)</p>
奉行 坊城俊国		奉行 広橋大納言	
奉行俊国			

②5	②4	②3	
応永三〇	応永三〇	応永三〇	
	五・二五	五・二	
七・三三			
(三所) 二星合変異	禁裏仙洞御祈	禁裏御不予	
<p>二星合<small>（金鐘）</small>兵革白衣会等占文旁不快<small>（云々）</small>、 御祈三七日今日満間結願内裏、仙洞、 室町殿御三所御卷数三枝進之、</p>	<p>於本坊可勤仕由、広橋一品状昨夕 廿四日到来 状案 自明日禁裏仙洞御祈祷、殊可令 致懇念給候、醍醐寺人々同可令 相触給之由被仰下候、恐惶謹言 五月廿四日 兼宣</p>	<p>請文如常書遣之了 於本坊可勤仕由、広橋一品状昨夕 廿四日到来 状案 自明日禁裏仙洞御祈祷、殊可令 致懇念給候、醍醐寺人々同可令 相触給之由被仰下候、恐惶謹言 五月廿四日 兼宣</p>	<p>正月七日 追申 醍醐寺々僧中御祈事同承候了、 可加下知候也、</p>
御卷数三枝	広橋兼宣一品	広橋一位	

	②7		②6
	応永三二 三・九		正十九二・三〇
			禁裏御不予
<p>十八日、坊城俊国御教書到来、 自明日禁裏御祈、別而可令致懇丹給 之由被仰下候、同可令下知醍醐寺給 哉、此由内々可得御意也 恐々謹言 正月十八日 俊国 西南院僧都参 晦日 御卷数奉行俊国方へ遣之書状案 禁裏御祈今日可奉結願由被仰出哉、 仍御卷数進之候殊致精誠候由可令披露 候也 謹言 満濟</p> <p>二月晦日 右少弁殿 端書当寺々僧等御卷数同進候也</p> <p>七日右少弁俊国方御祈御教書到来状案 明年相当三合歳候、御祈事自来九日 被始行、殊可令致精誠給由被仰下候 也、以此旨得御意候哉 恐々謹言 俊国</p> <p>三月七日 妙法院僧都御房 又別紙一通状案 明年相当三合歳候、御祈禱事自明後 日九日令始行、天下弥昇平、民庶誇愷 楽之旨、可令下知醍醐寺給由被下候也 此旨内々可得御意候、 恐々謹言 俊国 三月七日 妙法院御房</p>		坊城俊国	右少弁 坊城俊国方
			奉行 俊国方へ

				<p>⑳</p> <p>心永三二</p> <p>正・十九・二・三〇</p> <p>禁裏御不予</p>	<p>請文案……………謹言</p> <p>十日、就二星合変異御祈事、自広橋一位方御教書到来</p> <p>●二星合変候、禁裏仙洞御祈自明日^時可令到祈念給候、醍醐輩同可令相觸給之由被仰下候也</p> <p>四月九日</p> <p>恐惶謹言 兼宣</p>	<p>広橋一位方 (兼宣)</p>	<p>広橋一品 (四枝)</p>
<p>㉔</p>	<p>心永三二</p>	<p>正・十九・二・三〇</p>	<p>禁裏御不予</p>	<p>礼紙云 御請文各々可給也</p> <p>●就二星合変異、禁裏仙洞御祈、自明日十一日一壇可令勤仕由謹承候、殊可致誠祈候、当寺僧等祈念事、同可令存知之由、可有御披露候也、</p> <p>四月十日</p> <p>恐惶謹言 満濟</p> <p>●就二星合変異事、室町殿將軍兩御所御祈事、自明日十一日修、仙眼護摩可令致懇祈候、当寺々僧等御祈事、同可令存知之旨可有御</p>	<p>●二星合変候、室町殿同御方御所御祈禱、自明後日十一日可令励懇丹給候、醍醐人々同可令相觸給之由被仰下候、</p> <p>四月九日</p> <p>恐惶謹言 兼宣</p>		

<p>⑳</p>	
<p>応永三二</p>	
<p>十・十一</p>	
<p>八</p>	
<p>地動 (公武御祈)</p>	
<p>九ノ二十九 自広橋一位奉書到来、 兼宣卿状案</p> <p>● 就地震占文、天下称太平、殊者公家 武家御運長久御祈祷、自来月一日、 可令励懇念給候、醍醐輩同可被触仰 之旨、被仰下候、於結願日次者未定 候、恐惶謹言</p> <p>九月廿九日 兼宣 三宝院御房</p> <p>返事案</p> <p>● 就去廿五日地天被仰出御祈事謹承候、 自来月一日修愛染王護摩可致懇祈候、 当寺輩同可抽精祈旨可下知候也、得</p>	<p>披露候也、 恐惶謹言 四月十日 満濟</p> <p>四ノ十一日、二星合禁裏仙洞御祈愛染 供開白室町殿將軍御所御祈仏 眼護摩開白</p> <p>六ノ十一日、二星合変異御祈結願、御 卷数禁裏仙洞御令愛染護摩_見 _{也後供} 二枝 室町殿并將軍御所 御兩所御令、仏眼護摩_{見後三七} 供 御卷数 二枝</p> <p>以上四枝、送遣広橋一品方了、 以書状各々申之也、禁裏仙洞一通、室 町殿將軍御所一通也、承仕持向之干、</p>

③4	③3	③2	③1	③0	
応永三三 壬	応永三三 六・三壬	同 四・三	応永三三 三・二	応永三二 十一・十一・十 六	
地動	変異	変異	室町殿中仁王經	月蝕 (公家御祈)	
六ノ二〇 ●愛染護摩開白承仕明隨支具大漢 ●法橋下行 八ノ二八 内裏仙洞御分卷数広橋儀同方	壬 六ノ二 為変異御祈一壇可勤仕、 醍醐 一寺同可加下知旨、広橋儀同状到来壬 六ノ三 変異御祈愛染供毎日一座以手	下御所愛染護摩 内裏、仙洞、室町殿御祈可勤仕、広橋 一位奉書到来、仍於法身院勤修内裏仙 洞仏眼護摩	於室町殿御所、仁王經法事、	●自俊国方書状到来 ●来十六日月蝕御祈事、於門中申付由 勅書如此云々、則申付妙法院由令返 答了、 ●十六日仏眼護摩結願、御衣卷数等明 日例日間明後日可進之、卷数案加一 見処無相違、月蝕消徐詞又如常也、	其意可令披露 給候、 九月廿九日 恐惶謹言 滿濟
	広橋儀同三師	広橋一位	奉行 広橋一位	右少弁俊国	
内裏仙洞 (広橋儀同方 御所 (赤松越					

③5	応永三十一十五	月蝕	<p>へ於御所者以赤松越後守進之</p>	<p>後守)</p>	
<p>今夜月蝕御祈事、一昨日十三日自 俊国書状、 其状云、 来十五日月蝕御祈事、為始隨心院、 宝幢院等僧正面々雖御問答候、或病 中、或物詣候間、於今者及闕如候、 ……然而無日限事候間、以不御事欠 可為別忠之旨可被宥仰由被仰下也： 俊国上</p>	<p>十月十二日 妙法院僧都御房 恐々謹言</p>	<p>俊国方 坊城俊国、院 の御祈奉行、 藏人 右中弁正五位 応永三十三年 六月二十一日 卒</p>	<p>返事(ことわりの返事) 来十五日月蝕御祈事、門徒中就器用 可申付旨被仰下候、醍醐輩大略勤修及 度々歟、其上無余日、旁以蒙御免候様 可令披露給也、</p>	<p>十月十二日 謹言 満濟</p>	<p>〔弁官補任〕 二、一〇一頁 参照)</p>
<p>重書状 重役不便之条雖上察候、就欠如別而 被仰候、自御事欠、雖御加持一座候 可致沙汰候由被仰付候者、可為御報 国之忠旨重被仰下候也…… 十月十三日 俊国上</p>	<p>恐々謹言</p>	<p>俊国上</p>			

④⑩				③⑦	③⑥			
応永三三三 七・二九九・二六				応永三三三 六・一六六・二〇	応永三三三 六・一六六			
禁裏御不予				止雨	地震			
自広橋儀書状到来、就禁裏御不予事、	御卷数三枝以広橋儀同進之	七ノ十一 為変異御祈愛染供始行、 變異事去月廿九日寅時歟惑犯東井 云々 七ノ二四 結願 内裏 北斗供 仙洞 仏眼供、室町殿愛 染供	七ノ十一 自去廿日、地動御祈不動供 <small>護一七</small> 結願卷数進之、内裏仙洞御分仏 眼護摩一七日以後供同前也、各々卷 数三枝以広橋進之了	六月十九日 常寂 不及返報 恐々敬白 東寺同前、	室町殿様御祈、不用手代、三壇悉自身 開白、内裏様御祈 仏眼護摩 手代円 弁仙洞御祈 不動護摩 手代賢光	俄事間、支具等不調	妙法院僧都御房 可仰付金剛王院僧正房仲候、明 日 ^{十四} 可被成御教書候哉、謹言 十月十三日 満濟	
広橋義同	広橋義同	広橋義同	広橋義同		広橋奉行			
広橋義同	広橋義同	広橋義同	広橋	公家 並 室町殿様 へ				

	④1
	応永三三
	九・二
	四 一一・二
	変異 (公・武)
<p>自今日御祈於本坊可勤仕候 儀同状案 禁裏御不予事候、御祈禱事自今日可 令致懇念給之被仰下也 七月廿九日 恐々敬白 常寂 三宝院御房 礼紙無云 追申 醍醐輩同可致祈念之由可被仰之旨 被仰下也 返状事 儀同以後有存旨間、不及請文 以使者光意法印可存其旨之由申遣 了</p>	<p>広橋儀同入道方書状到来 変異事候、公家武家御祈禱自明日可 令致懇念給之由被仰下候也 九月一日 恐々敬白 常寂 三宝院御坊 礼紙云 追申 醍醐寺輩可令相触給之由同被仰下候 也 請文事不及遣之 以使者光意法印 令存知之由申遣了</p>
	広橋儀 同入道方
	広橋

④5	④4	④3	④2
心永三四 二・十六 二・二三	心永三四 二・九 二・十六	心永三四 二・四 二・十三	心永三三 十・五 四 十二・二 変異
禁中五壇法	仙洞御不予	禁裏御不予	
中壇如意寺准后滿意 (寺) 隆覚基正、軍房教僧正、 仁	自広橋儀同奉書到来 此御不予事相尋処、自七日御事云々、 流布御風由医師三位申也、珍事々々	就内裏御不予事、自広橋儀同方奉書到 来 自来四日別而令致懇念給 来十三日可令結願給旨被仰下候也 二月一日 三宝院御坊 請文不遣之、 二ノ一三 結願 卷数以光意法印渡遣 広橋儀同方	東寺々務へ進状大都同也 十ノ五 今日自広橋儀同奉書到来花頂 定助・隨心院祐蔵・竹内良什・慈尊 院興繼 妙法院 勤仕 十二ノ二四 室町殿御祈十月分 御 卷数越州進之 聖護院・青蓮院・大覚寺・実相院・ 浄土寺・地藏院・竹内・花頂・東寺 并当寺等御祈卷数同一具 _三 以越州進 之
御祈奉行権右 少弁裏松政光	広橋儀同	広橋儀同	広橋儀同
		方 広橋儀同	越州

	④⑧	④⑦	④⑥	
	心永三四 四・十七 四・二二	心永三四 三・十四 三・三三	心永三四 二・二八	
	祈雨	室町殿中五壇法	息災延命 (室町殿)	
	四ノ一六 自広橋儀同奉書到来 四ノ一七 降雨御祈今日始行 四ノ二二 水天供結願、巻数付遺広橋 儀同入道方、巻数人数 宝池院・地 蔵院・宗観・隆寛・房仲・賢長	自今日於室町殿御所仁王經法勤修、 三ノ二三 結願、公卿等悉皆參、奉 行広橋儀同可參堂由申間、則參堂、 次伴僧參	自広橋儀同方、書狀到来、 室町御祈事、 状案 室町殿御息災延命御祈別自明日 令致懇念給、来月廿三日可令結 願給由被仰下候、…… 二月廿七日 恐々敬白 三宝院御坊 常寂	山 寺 大良什僧正、金通覺僧正 室町殿御沙汰、御訪五千足
	広橋 儀同三師方 伝奏、広橋兼 宣(永享元 九、十四卒) 文章博士、從 一位大納言准 大臣、法名常 寂、兼宣公 記	広橋儀同入道	広橋儀同	(裏松中納言 義資卿息)
	広橋儀同 入道方			

④9	<p>応永三四 九・十五九・十六 月蝕 (禁裏)</p>		<p>九/一三 月蝕御祈昨日御衣被送之、 雖然返進了、今日重被送御衣、忠長 御教書之趣嚴密也、可有如何哉由妙 法院法印談申入間、此上事八無所固 辞申入歟、 定又尚可逆鱗歟、任冥慮可領掌申 由獻意見了、仍捧領掌請文、</p>	<p>奉行 甘露寺 忠長</p>	<p>甘露寺忠 長</p>
⑤0	<p>義教期 応永三五 四・二六 正長元 五・三 三日病 (公武)</p>	<p>● 於寺家御祈清瀧宮大般若長尾仁王 經一七日各可誦誦由加下知了、同 被仰出也、(義教の命による)</p> <p>● 自今日御祈事奉行右大弁内々談合 之間、……</p> <p>四/二七 改元「正長」 五/三 結願、御卷数三枝、寺家般若 經付加奉行右大弁宰相進之了、以 光意法印進之(満濟の御使とし て)不及遺書状キ、 今月臨時御祈当番也、「去月以來 為当御代新御願御祈兩様被定置内 也、去月八聖護院准后此ゴマ勤修 也、今月予臨時の御祈当番也」</p>	<p>四/二六 臨時御祈 仏眼護摩開白於 京内跡、 御祈奉行広橋右大弁宰相以書状申 入也、請文以直状遣之了、 從二位 光・兼郷)広 橋兼宣息二八 歳、院執権</p>	<p>広橋親光(宣 光・兼郷)広 橋兼宣息二八 歳、院執権 從二位</p>	<p>右大弁宰 相 広橋親光</p>

御祈体制を義持期と
少し変えている。

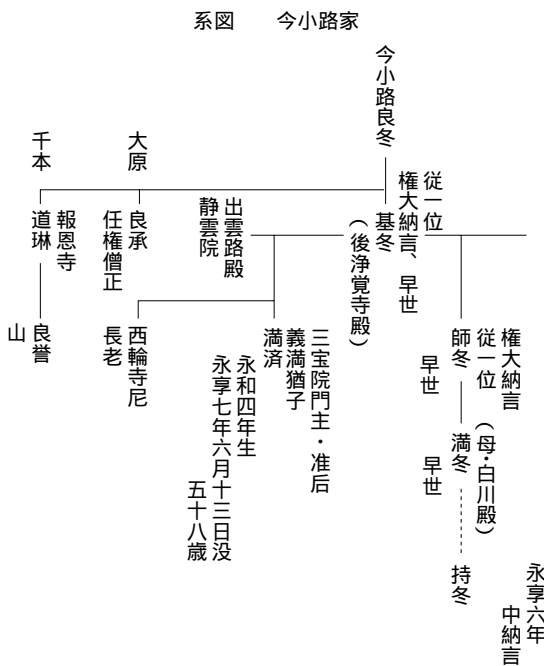
	⑤②	⑤①
	正長 元六・二三六・二二	正長 元五・十二五・十九
	室町殿 殿中御祈 五壇法	室町殿中 尊星王大法
<p>七ノ二「宣下到来」 奉行 勸修寺経興</p> <p>六ノ十四 極暑につき、予光濟僧正の 例に任せて勤修する↑</p> <p>● 御所様祇園御見物、勸修寺御供</p>	<p>五ノ十二 室町殿御所、聖護院准后尊 星王大法勤修、伴僧廿人</p> <p>五ノ十九 尊星王法結願</p> <p>六ノ十三 自今日、於室町殿御所 五 壇法被始行、 メンバ！ 中壇 予(満濟) 脇〃 花頂定助僧正 寺 積善院良讚僧正 軍 醍 大 妙法院賢長僧正 山 金 檀那院良證僧正 その他 脂燭殿上人 二人 衣冠 伯中将雅兼朝臣 菅 侍從益長</p>	<p>同</p> <p>勸修寺中納言 経興卿</p>
	御祈 伝奏は 伝達のみ	御星供は が御番な どさらに細 分化結番が 感じられる
	六ノ二一 結願作法 等在之	

⑤6	⑤5	⑤4	⑤3
同	正長二	同	正長元
七・一	六・二二	八・四	元七・二四八・一
七・五		八・十一	
降雨御祈	五壇法 失念	御慎 兵革	仙洞御病 (於 仙洞) 〔室町殿 御沙汰祈〕
七ノ一 降雨御祈事以奉書申賜	宗観・賢長兩僧正御卷数到来 近代当月御佳例失念につき 開白、六月廿七日行う 満濟が阿闍梨などを指示 中壇 如意寺准后(壇所公卿座) 降 定助僧正(同殿上) 軍 隨心院僧正(壇所) 大 竹内僧正(同隋心所) 金 禅那院良證僧正(同車宿)	八ノ十一 結願・卷数・書状 「満濟御使禅那院僧正」 ●今日臨時の御祈(対 関東)今日 ●御室於本坊一壇被修、(予、内々申 沙汰了) 八ノ十一 結願	六ノ十三 五壇法中壇勸賞事 通濟、宗濟両法眼 (転任少僧都) ・正長元・八・三条 「北斗准大法結願、室町殿供料以下每 事沙汰、護摩壇尊順僧正、道場は仙洞 震殿南面々々…」
勸修寺 中納言経成 広橋中納言	伝奏万里少路 時房 義教期には五 壇法が多く行 なわれるよう になる(室町 殿御沙汰)	伝奏勸修寺 経成	
		勸修寺 経成方 卷数一枝	

(『満濟准后日記』、村尾元忠「足利義持の神仏依存傾向」参照)

註

1 国史大系『尊卑分脈』一篇九六頁、二篇一八〇頁、新田英治「黒衣の宰相満濟」(『週刊朝日百科日本の歴史』14所収、朝日新聞社、一九八六年)、本郷和人「満濟准后日記と室町幕府」(『日記に中世を読む』吉川弘文館、一九九八年)、森茂暁『満濟』ミネルヴァ書房、二〇〇四年。



注 持冬の名は、大日本古文書「醍醐寺文書」紙背にみえる。

- 2 『満濟准后日記』 応永卅四年二月十三日条。
- 3 (満濟系図)系図 今小路家『満濟准后日記』、『常楽記』、『尊卑分脈』を参照し作成した。
- 4 『看聞御記』 応永廿三年十一月五日条、同年十一月九日条、同年十一月廿五日条、応永廿五年六月六日条、応永廿三年十一月五日条、同年十一月九日条、同年十一月二日条、応永廿五年一月廿五日条、同年六月二日条、同年十一月廿四日条、同年十一月廿五日条、『康富記』 応永廿五年七月廿一日条、『満濟准后日記』 応永廿一年六月八日条、同廿年十二月十五日条、同年八月廿三日条、応永廿五年十一月廿五日条。
- 5 『満濟准后日記』 応永廿年十二月十五日条、同八月廿三日条。

- 6 山家浩樹「申次の奉書」(『はるかなる中世』八号、一九八七年)。
- 7 『満済准后日記』応永廿五年十一月廿四日条、『看聞御記』同日条、『足利將軍伝甘雨亭叢書』五(佐々十竹著、造士館安政三年、神大図書館所蔵貴重図書)。
- 8 註(5) 同日記、応永廿六年二月十三日条。
- 9 註(5) 同日記、応永廿六年三月五日条。
- 10 註(5) 同日記、応永廿六年四月一日条。
- 11 註(5) 同日記、応永廿六年六月五日条。
- 12 註(5) 同日記、応永廿六年二月十一日条。
- 13 記録期間、応永十八年正月、同二十年〜二十九年までと、同三十年〜永享七年四月まで。満済は同年六月没。所蔵者、国会図書館・醍醐寺三宝院。刊本、『統群書類従』補遺一(二冊)・『京都帝国大学文科大学叢書』四(三冊)。
- 14 図録『国立国会図書館五十周年記念貴重書展』25、二十頁(一九九八年)。
- 15 週刊朝日百科『日本の歴史』十四、中世Ⅱ 3「義満と室町幕府」(一九八六年)。
- 16 『醍醐寺研究紀要』十二号(一九九二年)。
- 17 満済自筆の奥書は他にも見られる。こういった整理を几帳面に行っている様子がある。延文二年六月十五日「賢俊僧正讓与状」(『三宝院文書』三八、東京大学史料編纂所架蔵図書)にも満済の記入がある。
「賢俊僧正讓与光濟僧正状也」。

花押

満済也

- 18 田中稔「中世の日記の姿」(『中世史料論考』吉川弘文館、一九九三年)、中世の日記』昭和六十三年歴博企画展示。
- 19 『兼秀公記』大永五年正月一日条、中世の貴族広橋兼秀は正月一日に先祖の経光卿の日記を押し披見する儀式を行った

という。「家の日記は家伝の重宝」の考え方は中世人に共通してあった。

20 広橋家の場合では、『経光卿記』、『兼仲卿記』、『兼頭卿記』は、一部に二様併存の形態をとる。

21 註(16) 同紀要。

22 満済の日記の性格については、笠松宏至も基本的には同じ見方をしている(『中世人との対話』東京大学出版会、一九九七年)。

23 『太平記』卷十五。

24 洞院公賢の日記『園太暦』観応元年十月十七日条、『中園太相国暦記』の略、もと百二十卷余、現存する正本は一巻のみ、南北朝時代の記録。刊本史料纂集『園太暦』(岩崎小弥太・斎木一馬・黒川高明・厚谷和雄校訂、続群書、二〇〇五年)。

25 『五八代記』佐和隆研(『醍醐寺文化財研究所研究紀要』四、一九八二年)、「醍醐寺座主次第」(『醍醐寺新要録』下、九一九頁)に、弘真は第六十四代としてあげられているが、賢俊のラインとは異なる。もと西大寺律僧とあることから、法流相承の密教では余流と見られていたのだろう。

26 大日本古文书『醍醐寺文书』六、一一二五八号。

27 笹本正治『中世の災害予兆』(吉川弘文館、一九九七年)、中世の人々にとって五壇法は、国家を支える修法と考えられていた。

28 『中世日本の歴史像』(創元社、一九七八年)。

29 『柳原家記録』(宮内庁書陵部)所収、日野家の支流、俊光の四男資明(北朝、大納言、柳原殿に住したので、柳原を号す)を祖とする家に伝来した記録類。

30 註(25) 前掲同書。

31 『大日本史料』六 九、一八九頁、「五壇法略記」。

32 『満済准后日記』応永三十三年十月五日条、応永三十四年正月廿四日条等参照、祈祷奉書到来から結願まで細々記され

ている。

- 33 「中世東寺の祈祷文書について 古文書体系論と宗教文書」(『古文書研究』十一、一九七〇年)。
- 34 『常楽記』(『群書』二十九)、『大日本史料』六 二十一、延文ノ正平十二年閏七月十六日条。
- 35 富田正弘「室町時代における祈祷と公武統一政権」(『中世日本の歴史像』創元社、一九七八年)、村尾元忠「足利義持の神仏依存傾向」(『中世日本の諸相』吉川弘文館、一九八九年)。
- 36 註(32) 同日記、応永廿年三月二日条。
- 37 註(32) 同日記、応永廿年八月十八日条に「常住院不動」とある。同廿四年十二月十一日に「地藏院僧正聖快春秋七十四」とあり、その死を伝える。
- 38 註(32) 同日記、応永廿七年九月十日条。
- 39 註(32) 同日記、応永廿八年二月十二日条。
- 40 註(32) 同日記、応永卅年正月八日条。
- 41 註(32) 同日記、応永卅一年二月六日条。
- 42 註(32) 同日記、応永卅四年九月十六日条によると、一、五、九、十一月の四季、寿命延長と法命が続くよう自分祈祷(自分のためのお祈り)をしている。同日記、応永卅三年一月廿五日条他には、義持の人物像が描かれている。
- 43 「抑聞、今夕大光明寺花見大勢来、女房興七丁、花下興昇居、結句於花下欲飲酒、花枝下部折之、僧達下部等咎之、寺中酒禁制也、花枝折事同禁制之由令申、然間花折下部欲拔腰刀、傍輩諫之、無為云々、花枝八取返了、赤松越卅云々、其妻女歟」(『看聞御記』 応永卅一年三月三日条)。
- 44 『京大博文館の古文書六 東大寺 二十一』十六頁、二十五頁、「応永卅四年十一月十八日信賢書状」が、天下一同の兵乱が予想され、小船が一艘も入って来ないほどの緊張ぶりを伝えている。京都の情報がよく伝わっていることにも驚かされる。
- 45 満濟は日記を後進に遺しただけではない。「三宝院文書」、「賢俊僧正日記」等に自筆で奥書し、由緒の整理をしている。

將軍家にとつても、寺社にとつても由緒が重要な時代であつたことを示している。

46 (資料1)

『建内記』永享十一年二月二十八日記事によると次のように記載されている。

注①(諸寺) 東大寺・興福寺并七大寺・延暦寺・園城寺・東寺・仁和寺・醍醐寺

注②(諸社) 伊勢・八幡・加茂・松尾・平野・稻荷・春日・大原野・住吉・日吉・梅宮・吉田・広田・祇園・北野

注③(護持僧)

聖護院准后滿意 実相院僧正義運

隨心院僧正祐源 浄土寺僧正持弁

三寶院僧正義賢 地藏院僧正持円

住心院僧正実意 円満院僧正尊雅

岡崎僧都桓昭 花頂法眼教助

47 註(32) 同日記上巻、二六三―二七一頁。

48 武家伝奏の出現には大きく分けて二説ある。富田正弘は、武家伝奏の出現を戦国時代と考え、公武統一政権解体の徴証としている。これに対し、森茂暁は、武家伝奏の成立を南北朝期に遡らせている。武家伝奏は鎌倉時代の関東申次や、南北朝期の武家執奏の系譜をひき、西園寺実俊が活動を停止した後、万里小路嗣房が伝奏として現れた、これを武家伝奏の初見としている。この説(嗣房を武家伝奏の原型とする見解)を瀬戸薫も支持している。森茂暁『南北朝期公武関係史の研究』(文献出版、一九八四年)、同『鎌倉時代の朝幕関係』(思文閣出版、一九九二年)、富田正弘『室町殿と天皇』(『日本史研究』三一九、一九八九年)、瀬戸薫『室町幕府武家伝奏の補任に付いて』(『日本史研究』五四三、一九九一年)、家永遵嗣は、当該期において公武間申次としての武家伝奏の存在する余地は認め難いとしている。(『足利義満と伝奏の関係再検討』『古文書研究』四一・四二、一九九五年)。私の見解は、富田説支持である。明応以後になるまでは、武家伝奏という呼称は存在しない。公武の申次をする「伝奏」ということになる。満済の日記、正長二年三月九日条の次の一文によつても判断される。

- 「応安比マテ八西園寺未武家執奏也。仍執進歟、近年西園寺非武家執奏之儀、當御代己伝奏三人被定置上八：」
- 49 伝奏はじめ他の公家が義満に仕える様子は史料纂集『兼宣公記』に詳しい。
- 50 註(48) 富田正弘前掲論文。
- 51 百瀬今朝男「將軍と廷臣」、『週刊朝日百科日本歴史』一四一、九八六年。
- 52 註(48) 家永尊嗣前掲論文。
- 53 『満濟准后日記』 応永卅一年九月廿九日条。
- 54 註(53) 同日記、 応永卅一年十月一日条。
- 55 註(53) 同日記、 応永卅一年十一月十八日条。
- 56 兼宣は、日野流頼資末流、右少弁・文章博士を兼任し 応永元年藏人頭、同七年参議、同三十年従一位大納言、同三十二年辞して出家、常寂と称す。出家後も御祈奉行を勤める。辞任後、准后宣下を受ける。永享元年(一四二九)、六十四才薨、広橋家の祖。
- 57 註(48) 家永遵嗣前掲論文、『建内記』永享元年三月七日条、『大乘院寺社雜事記』文明三年閏八月廿二日条、『看聞御記』永享八年十月十五日・十七日条。
- 58 註(53) 同日記、 応永卅四年九月十日・十三日・十五日・十六日条。
- 59 註(53) 同日記、 応永卅四年三月十四日条。
- 60 御祈奉行は臨時に補される。(『武家名目抄』)。
- 61 『看聞御記』永享八年十月十五日条、同月十七日条、註(48) 家永遵嗣同論文。
- 62 「中世東寺の祈禱文書について 古文書体系論と宗教文書」、『古文書研究』十一、一九七七年(この祈禱奉書の内容を最初に発見されたのは富田正弘である。 応永廿三年十月十七日条「廿一口方評定引付」、『東寺百合文書』く函)、 応永廿八年七月廿二日条「廿一口方評定引付」、『東寺百合文書』三函)、当時、三宝院奉書・門跡奉書などと呼称されていた文書である。

本文表5は満済の長者在任中と対比させた祈禱奉書の発給十九例を示す。

- 63 一例として、応永二十八年九月二十四日、「三宝院満済御教書」(表4の、表5の⑮参照)がある(東寺百合文書本3655)。

九州管崎松顛倒、仍御祈禱事、為寺家齋令計沙汰之由、可被相触衆中之旨所候也、

恐々謹言

九月廿四日(応永二十八年)

(満済近侍者) 賢長

宝殿院法印御房

(東寺供進奉代) 室町

- 64 賢長は、満済の日記中、側近として仕える醍醐寺の僧として登場する。満済手代(代理)として不動護摩勤仕もしている(『満済准后日記』、応永廿五年正月一日条)。(東寺長者補任)『続々群書二』。

- 65 註(62)本文中の表5参照。

- 66 満済が幕府御祈方の最高トップに位置しているのがわかる。將軍・奉行人・満済の動きが注目される。

- 67 義教から信頼された「祈禱僧」としての満済の得意な様子が伝わるくだりである。

- 68 法身院(京都における満済の住房)。

- 69 右大弁宰相広橋親光(兼宣息)、伝奏。

- 70 祈禱奉書に対して請文(祈禱を沙汰する返事)を進める。

- 71 満済の准后宣下は応永廿五年四月廿日(正長改元は四月廿七日)。

- 72 註(53)同日記、正長元年十月廿八日条。

- 73 報恩院隆濟僧正記『御中陰雜記』、『醍醐寺新要録』下巻、八三一頁(八四〇頁)。

- 74 『醍醐寺新要録』下巻、菩提寺篇、八四〇頁。

- 75 註(74)同書、讓補篇、九三一頁、『看聞御記』永享七年六月六日条「三宝院所勞危急間、弟子宝池院給安堵云々」とある。七十四代座主となった義賢(宝池院)は、義満の同母弟、満詮の息である。満詮については余り史料が見つからな

いが、満済の日記には、「小川殿」として現われる。小川殿には、母紀良子（義賢の祖母）が同居していたことが窺われる。

76 『看聞御記』永享七年六月十三日条、(略)抑三宝院准后今朝入滅云々、此両三年病氣、今度瘰癧病興盛遂墮命、天下の義者也、公方殊御周章云々、連々醍醐渡御懇切訪給云々、(略)とあり、満済という人物を「天下の義者」と評している。また、將軍義教が頻繁に醍醐寺へ見舞いに行っていたことなども記され両者の信頼関係も伝わってくる。満済の死亡当日、すでに、覚悟はできていた筈の義教が慌てふためく様子にも人間らしさが伝わる。